

# 居住支援のあり方について

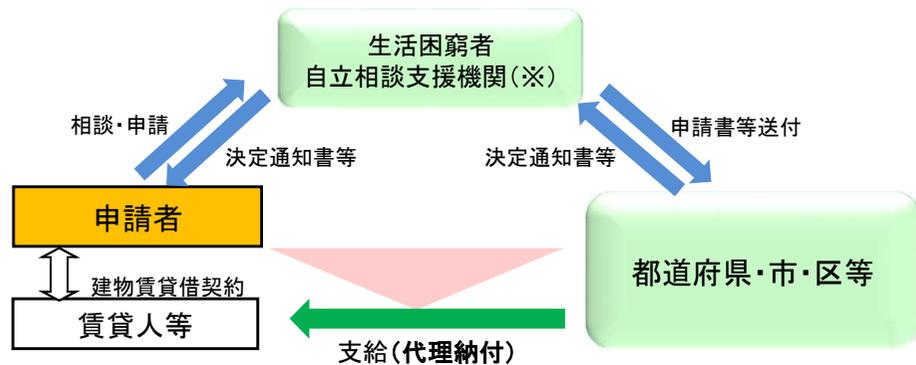
- 生活困窮者などの住まいの確保が困難な方については、住宅扶助や住居確保給付金などの福祉施策や、公営住宅の供給や住宅セーフティネット制度などの住宅施策により、様々なニーズに応じた支援を行っている。

## ● 住宅扶助（生活保護）

資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施。住宅費は、上限を定めた上で実費を支給。

## ● 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。コロナ禍において、支給対象者の拡充や再支給の特例等を実施。



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国906福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

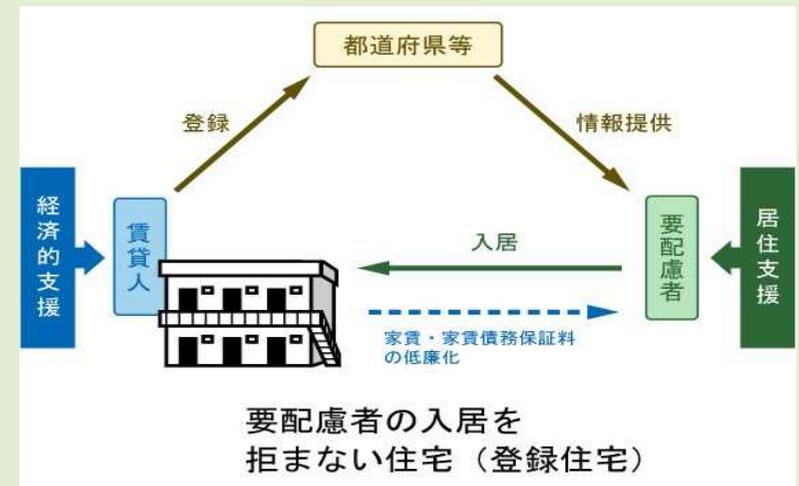
## ● 公営住宅の供給

公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。

## ● 住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が住まいを確保できるよう、以下の3本柱で施策を実施。

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援  
- 改修補助  
- 入居者負担軽減 等
- ③ 住宅確保要配慮者に対する居住支援



# 1. 一時生活支援事業、地域居住支援事業における 居住支援の現状と課題

## 【データに関する留意事項】

### ※ 生活困窮者自立支援統計システム

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
  - ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。
- システムのデータは令和3年9月3日時点。

### ※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業報告書」（一般社団法人北海道総合研究調査会）

- ・ 536件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.2%）の回答を集計。

### ※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（一般社団法人北海道総合研究調査会）

- ・ 546件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：60.2%）の回答を集計。

### ※ 厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和2年度事業実績調査」

- 908自治体（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：100%）の回答を集計

# 新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題）

- 新型コロナ流行下では、**男性、女性ともに20代～60代で「住まい不安定」、男性70代で「ホームレス」と**いった課題が多く見られる。

## 課題の特性（男性・年代別）

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

### コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

- ※ 「その他」を除く。
- ※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

	～10代 (n=141)	20代 (n=2137)	30代 (n=3213)	40代 (n=4508)	50代 (n=5050)	60代 (n=3296)	70代～ (n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

## 課題の特性（女性・年代別）

### コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

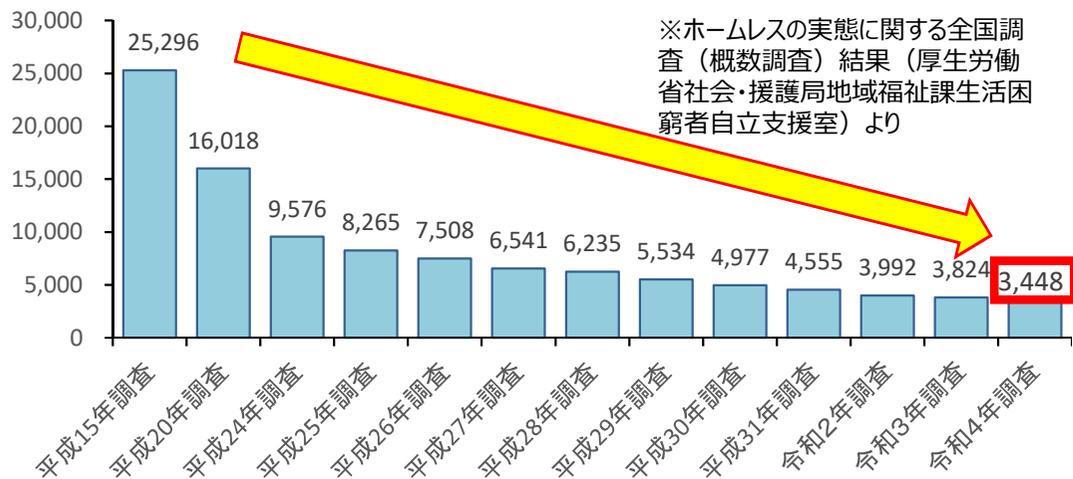
- ※ 「その他」を除く。
- ※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

	～10代 (n=124)	20代 (n=1426)	30代 (n=2204)	40代 (n=2818)	50代 (n=2416)	60代 (n=1364)	70代～ (n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

# ホームレスの実態

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約3,500人のホームレスが確認されている。
- ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化などが課題となっている。

## 1. ホームレス数の推移



## 2. 性別・年齢の状況

年齢階層	割合	変動
～39歳	2.8%	(▲0.6%)
40～49歳	7.5%	(▲1.4%)
50～54歳	8.9%	(▲0.1%)
55～59歳	10.7%	(▲2.3%)
60～64歳	15.6%	(▲7.3%)
65～69歳	20.0%	(▲3.1%)
<b>70歳～</b>	<b>34.4%</b>	<b>(+14.7%)</b>

→平均年齢 63.6歳 (+2.1歳)

## 3. 路上での生活の状況

### ○ 路上生活の期間（今回の路上生活の期間）

<b>10年以上</b>	<b>40.0%</b>	<b>(+5.4%)</b>
5年以上10年未満	19.1%	(▲1.4%)
3年以上5年未満	9.2%	(▲1.3%)
1年以上3年未満	11.4%	(▲0.8%)
1年未満	19.7%	(▲1.9%)

※資料出所：

- 1は、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果。（R4.1実施）
- 2, 3はホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果。（R3.11実施）（いずれも厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）
- ※2, 3のカッコ内は平成28年10月実施調査結果からの変動値。

# 不安定居住者の実態 潜在的な不安定居住者

- 令和2年度に約4万人を対象とした不安定居住の実態調査を行ったところ、5年以内に不安定居住を経験した割合は約1%であった。このことから、ホームレス以外にも、知人宅やネットカフェなど様々な場所を行き来している不安定居住者が一定数存在することが窺えた。

## 不安定居住者の実態（スクリーニング調査結果の分析）

### 分析の対象人数

- 39,997人（※）

主要政令市等	抽出人数
東京都23区	2,857
横浜市	2,857
大阪市	2,857
名古屋市	2,857
札幌市	2,857
福岡市	2,857
川崎市	2,857
神戸市	2,857
京都市	2,857
さいたま市	2,856
広島市	2,857
仙台市	2,857
千葉市	2,857
北九州市	2,857
合計	39,997

### 不安定居住の経験（n=39,997）

	応答数 (複数回答)	全体割合
知人・友人宅への同居経験	661	1.65%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	617	1.54%
飯場経験	244	0.61%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	238	0.60%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス経験	344	0.86%
24時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験	256	0.64%
サウナ、カプセルホテル等経験	335	0.84%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	274	0.69%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設経験	240	0.60%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	282	0.71%
刑務所・更生保護施設経験	191	0.48%
路上生活経験	260	0.65%
車上生活経験	333	0.83%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	392	0.98%
その他の自宅以外の住まい経験	516	1.29%
合計	5183	5.15%

### 不安定居住時期（n=39,997）

- 不安定居住の経験があると回答した2,061名（約5%）のうち、5年以内に不安定居住の経験があると回答した人数は計309人（約15%）。
- つまり、39,997人のうち5年以内に不安定居住を経験した割合は約1%。

	応答数
現在～1週間以内	67
1週間～1ヶ月以内	24
1ヶ月～3ヶ月以内	32
3ヶ月～6ヶ月以内	31
6ヶ月～1年以内	22
1年～3年以内	77
3年～5年以内	56
5年～10年以内	154
10年より前	662
計	1125
欠損値	936
合計	2061

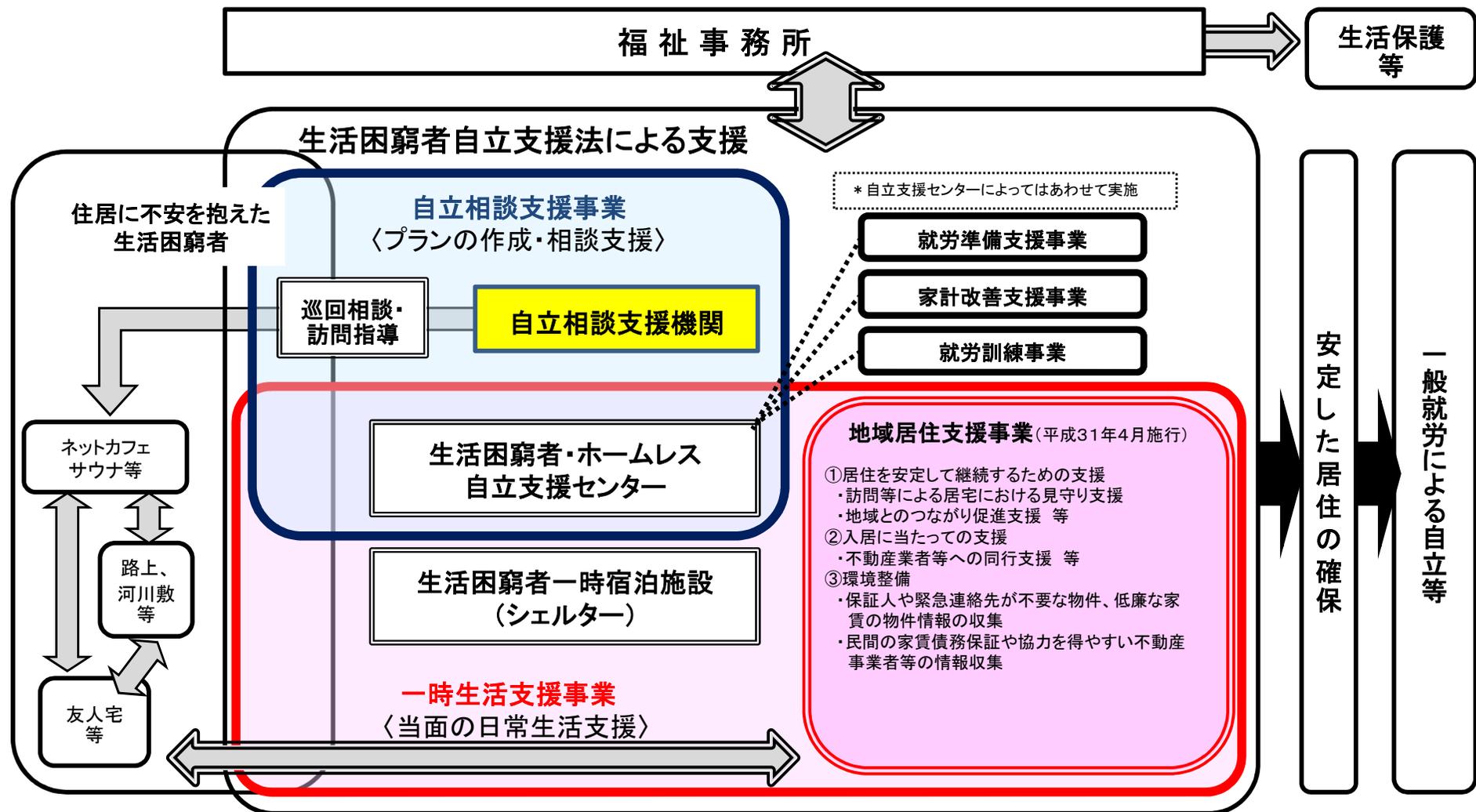
309人

※インターネット調査を行った14万人のうち、主要政令市（人口上位13市）に東京23区を加えた14地域を対象に、各地域から均等に計39,997名を抽出して分析

# 一時生活支援事業の概要

	実施自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	332自治体 (37%)	4,720人
地域居住	50自治体 (6%)	2,420人

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。その際、自立相談支援機関と連携の上、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行う。
- また、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。
- こうした取組を通じて、住居に不安を抱えた生活困窮者の安定した居住を確保する。



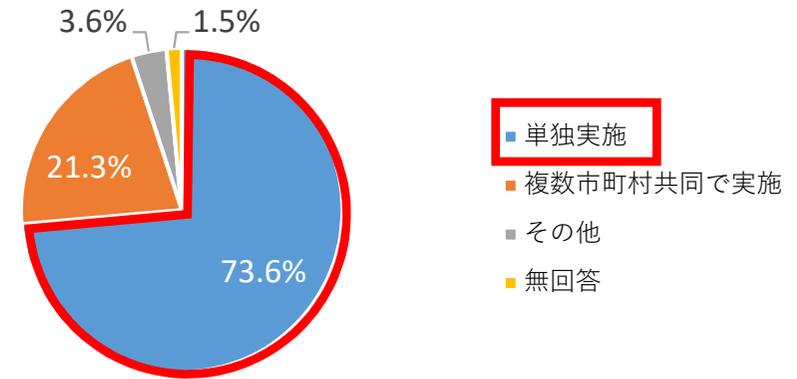
# 一時生活支援事業の実施状況等 概況①

- 一時生活支援事業の実施率は全国約37%であり、人口規模が小さい自治体ほど未実施の傾向にある。また、人口規模10万人以上の自治体では156自治体が未実施であることから、多くの者が事業の対象となっていない。実施方法については単独実施が73.6%と最も多く、共同実施にも21.3%と一定数取り組んでいる。

## 実施自治体の推移 (n=906)



## 実施方法 (n=197)



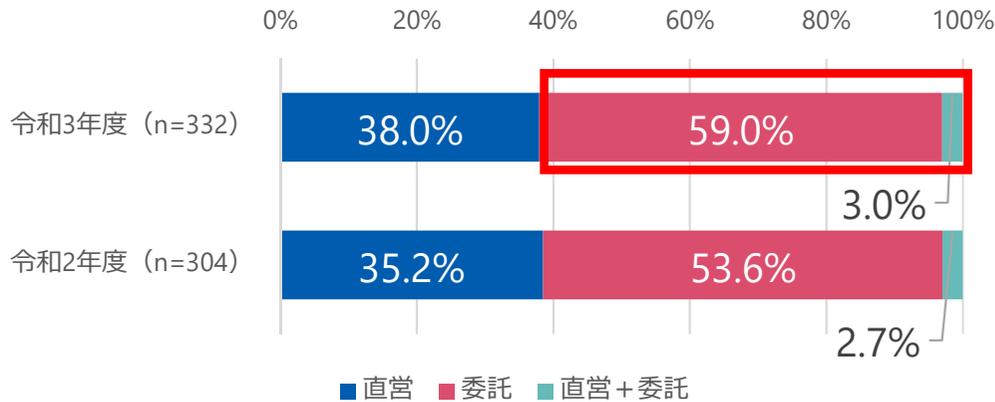
## 未実施自治体の人口規模別 (n=574)



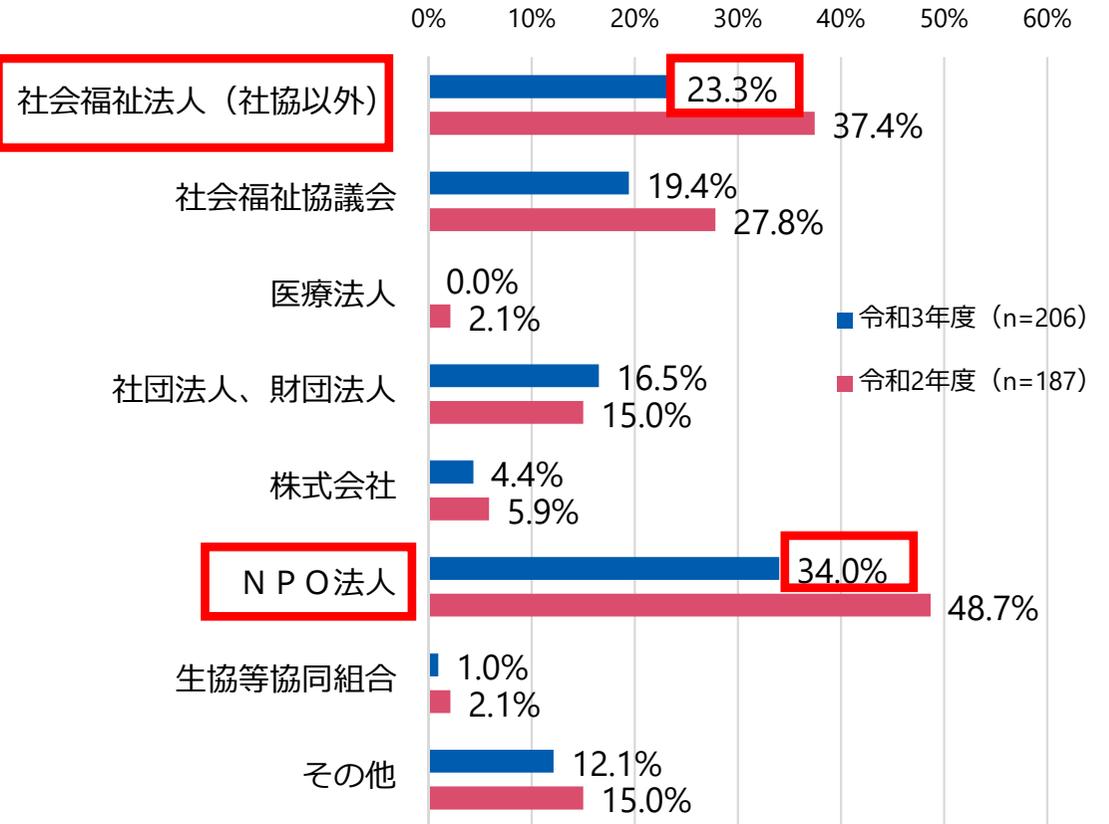
# 一時生活支援事業の実施状況等 概況②

- 一時生活支援事業の運営方法については、約6割の自治体が委託により実施している。（直営方式との併用を含む）委託先はNPO法人34.0%が最も多く、次いで社会福祉法人（社協以外）が23.3%であった。また、一時生活支援事業の利用者については、男性の利用者が約9割を占めている。

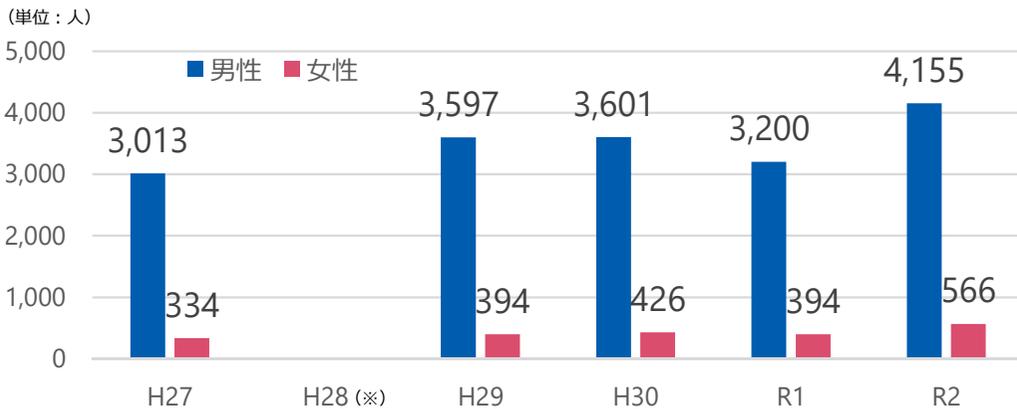
## 一時生活支援事業の運営方法



## 一時生活支援事業の委託先



## 利用人数の推移（男女別）

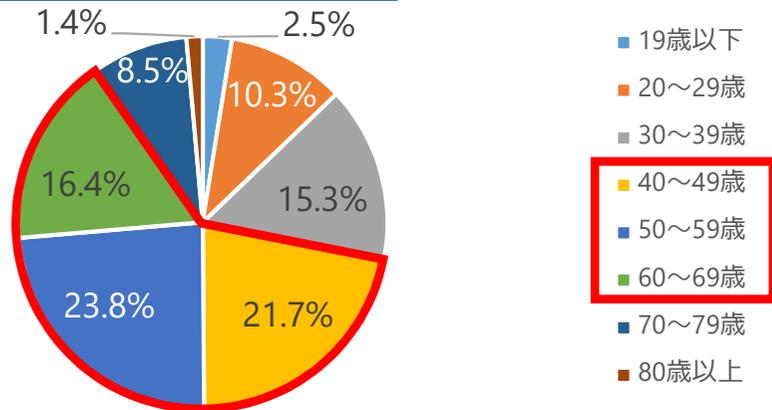


※ 数字に誤りがあるため未集計

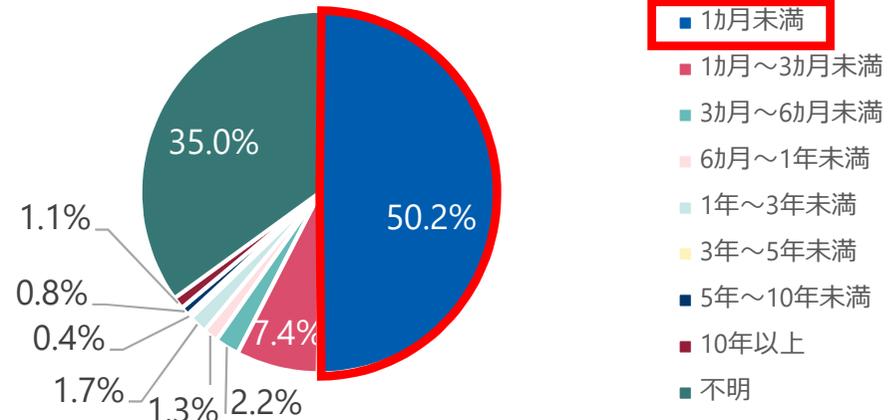
# 一時生活支援事業の実施状況等 利用者像

○ 一時生活支援事業の利用者の年齢別では、40代～60代の利用割合が大半を占めている。また、施設利用者の半数以上は「路上生活期間1カ月未満」である。路上生活に至った理由は「失業・倒産等」が27.4%を占めるほか、「住居の立ち退き・施設退所等」も一定数いる。入所前の主な宿泊先は「公園」等の路上より、「自宅・知人宅等」や「ネットカフェ」などの非路上のほうが多い。

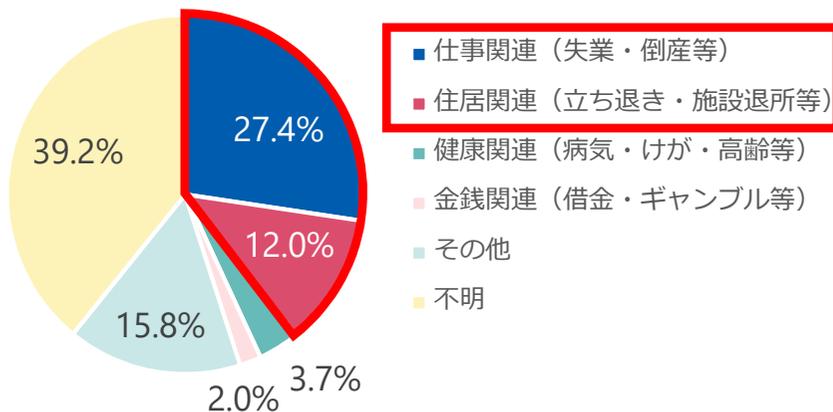
年齢別利用状況 (n=4,720)



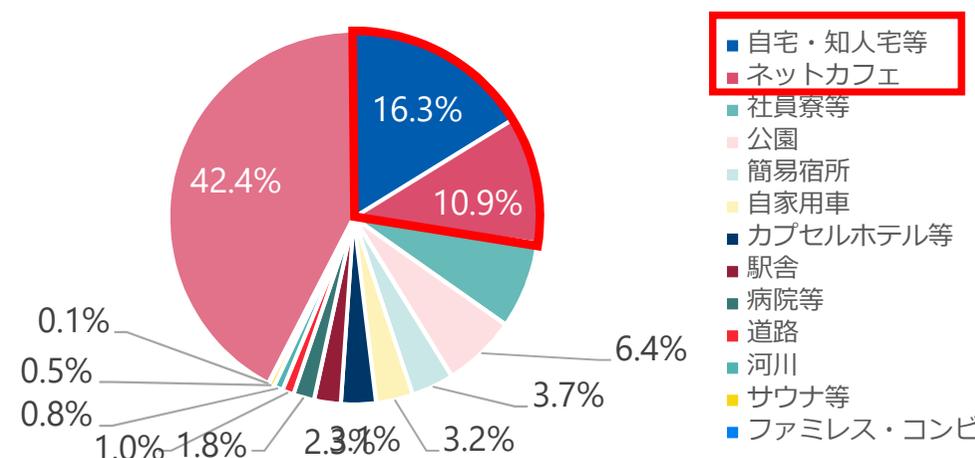
路上生活期間別の状況 (n=2,969)



路上生活に至った理由別の状況 (n=3,115)



入所前の主な宿泊先等別の状況 (n=3,537)



(出典) 厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和2年度事業実績調査」

## 一時生活支援事業の実施状況等 施設別の利用者及び利用期間

- 施設別の退所者の利用期間として最も多いのは、自立支援センターでは3カ月～6カ月未満、施設方式シェルター、借り上げ方式シェルターでは1カ月未満であった。

### 施設別の数

区分	自立支援センター (※1)	施設方式シェルター (※2)	借り上げ方式 シェルター (※3)
実施自治体数	10	45	254
施設数	19	54	1,170
定員数	1,304人	498人	4,714人

※1 自立相談支援事業と一時生活支援事業により、施設にて一体的に実施。(法施行前にホームレス自立支援事業を実施しているものに限る。)

※2 自立相談支援事業と一時生活支援事業により、施設にて一体的又は連携して実施。

※3 自立相談支援事業と一時生活支援事業により、ホテル等を借り上げ連携して実施。

### 退所者の利用期間

区分	合計		自立支援センター		施設方式シェルター		借り上げ方式シェルター	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数(人)	7,870	—	2,712	—	1,292	—	3,866	—
7日未満	1,331	16.9%	171	6.3%	257	19.9%	903	23.4%
14日未満	1,045	13.3%	165	6.1%	261	20.2%	619	16.0%
1カ月未満	1,807	23.0%	286	10.5%	532	41.2%	989	25.6%
1～3カ月未満	1,726	21.9%	564	20.8%	191	14.8%	971	25.1%
3カ月～6カ月未満	1,126	14.3%	758	27.9%	51	3.9%	317	8.2%
不明	835	10.6%	768	28.3%	0	0.0%	67	1.7%

# 一時生活支援事業の実施状況等 支援効果

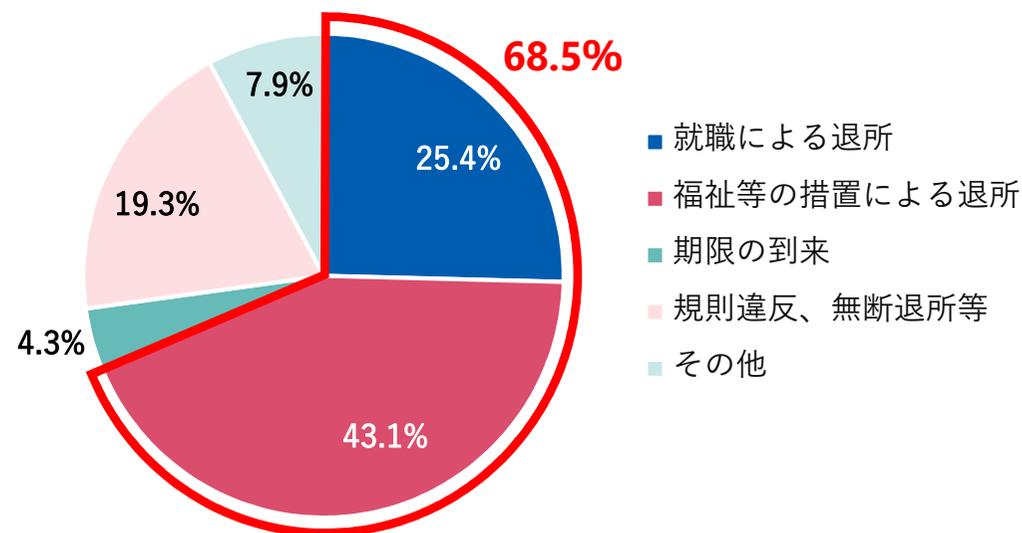
○一時生活支援事業を利用した者のうち、約7割の退所者が就職や福祉等の措置の利用に結びついている。

## 支援効果（退所者の状況）

退所者数（延べ数）

6,988件

### 退所者の状況

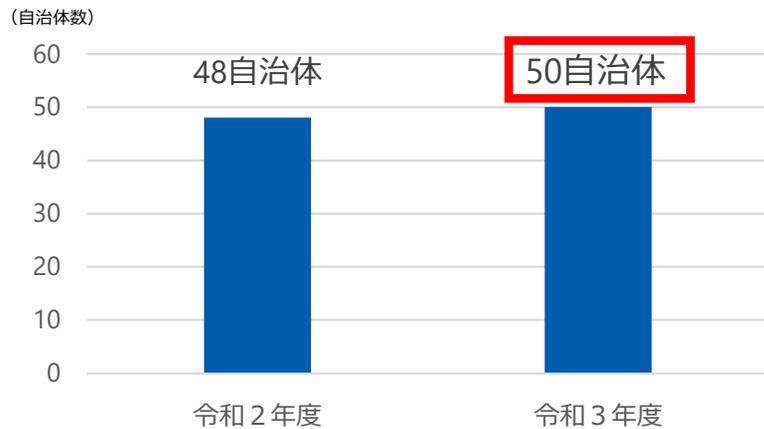


※ 令和2年度事業実績調査

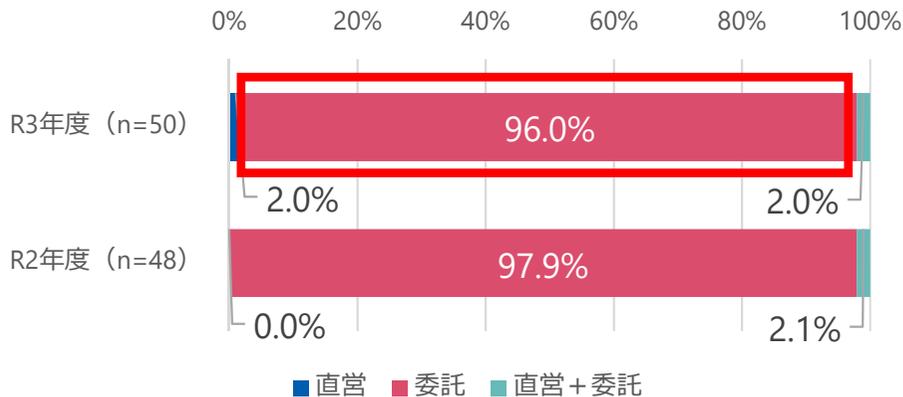
# 地域居住支援事業の実施状況等 概況

- 実施自治体は50自治体、主な運営方法は「委託」96.0%、委託先は「社会福祉法人（社協以外）」69.4%が最も多く、次いで「社団法人、財団法人」14.3%であった。

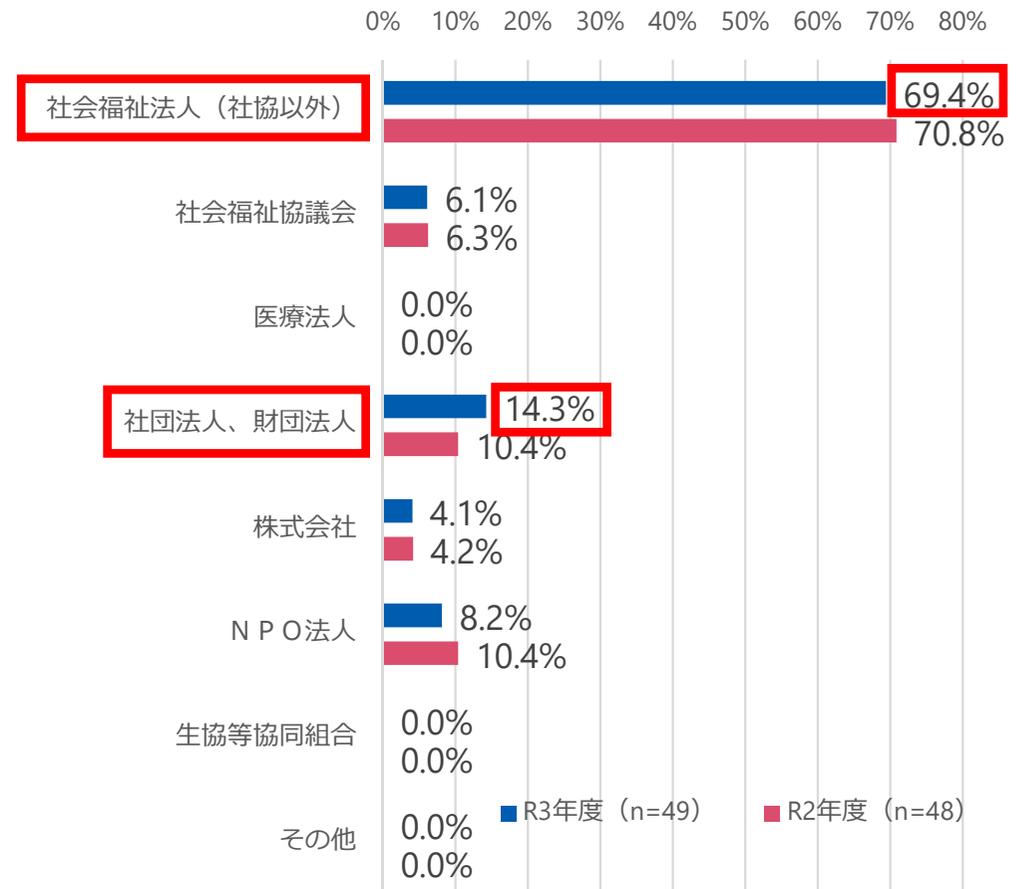
## 実施自治体の推移



## 地域居住支援事業の運営方法



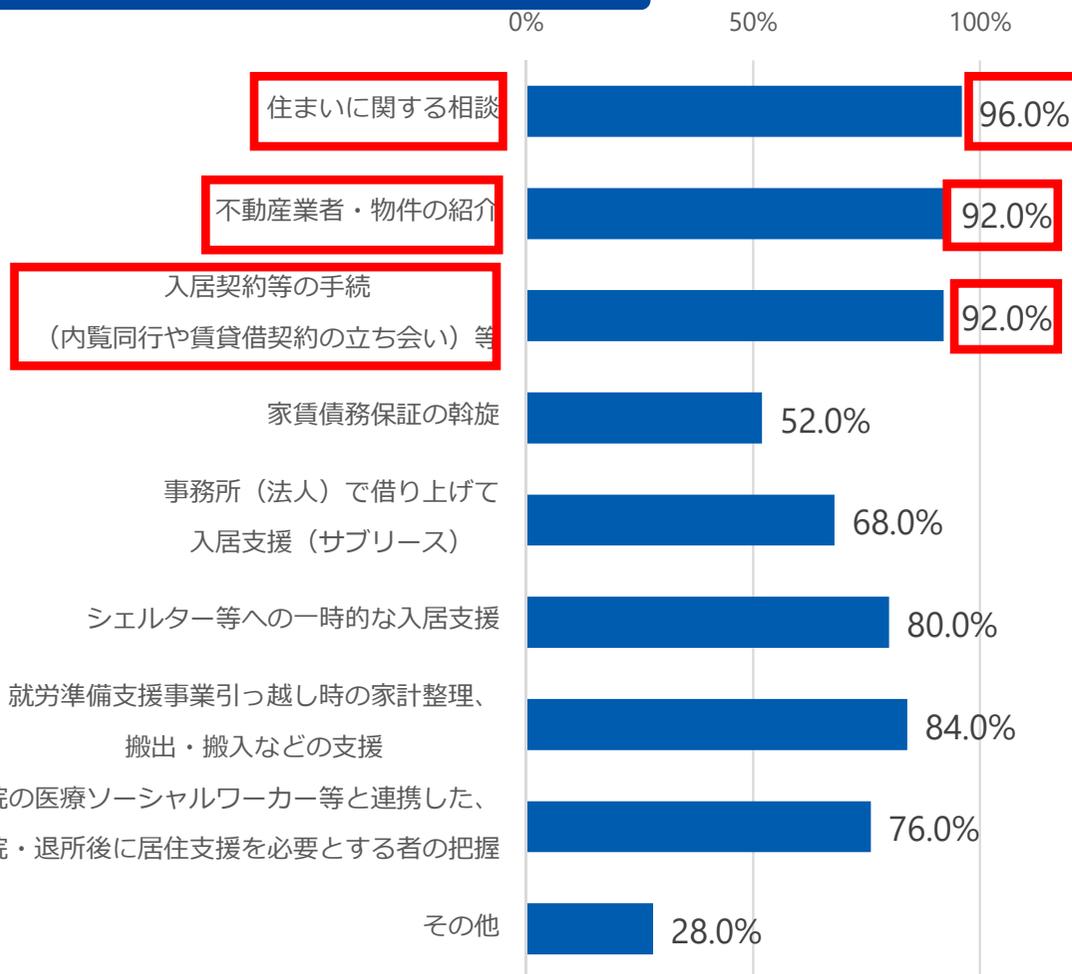
## 地域居住支援事業の委託先



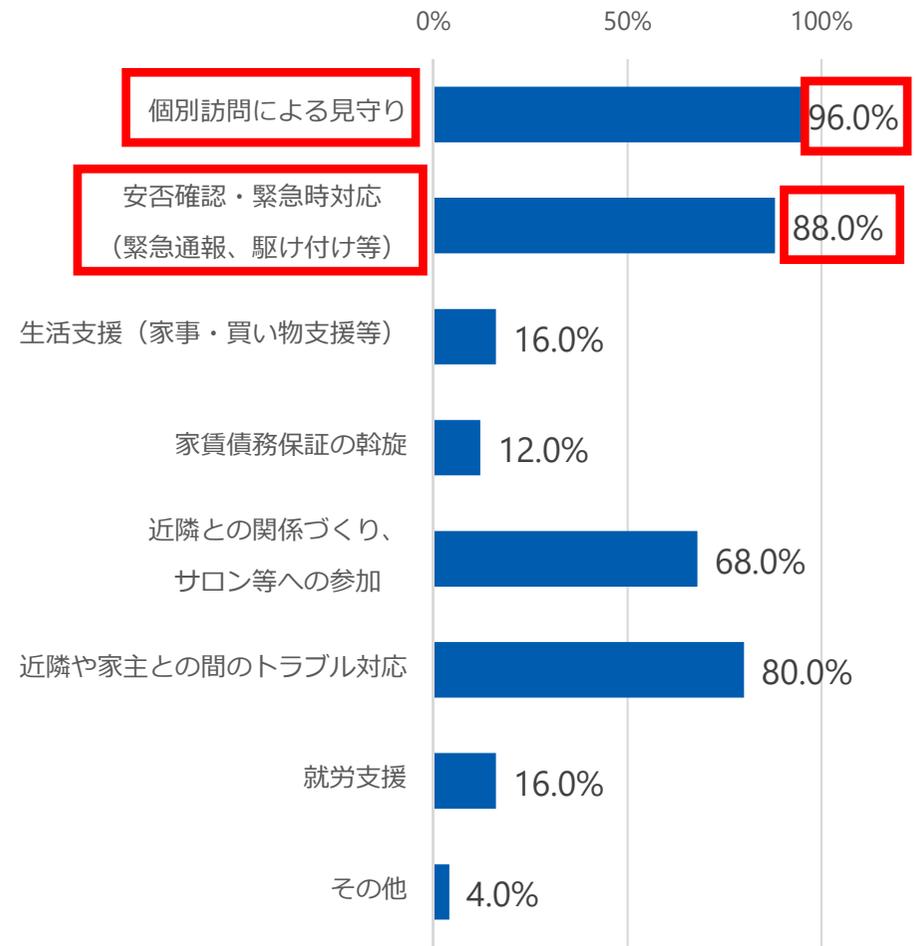
## 地域居住支援事業の実施状況等 支援内容

- 入居支援については、「住まいに関する相談」「不動産業者・物件の紹介」「入居契約等の手続き」がいずれも90%以上の割合で実施されている。また、居住支援については、「個別訪問による見守り」「安否確認・緊急時対応」がいずれも80%以上の割合で実施されている。

### 入居にあたっての支援（n=25）※



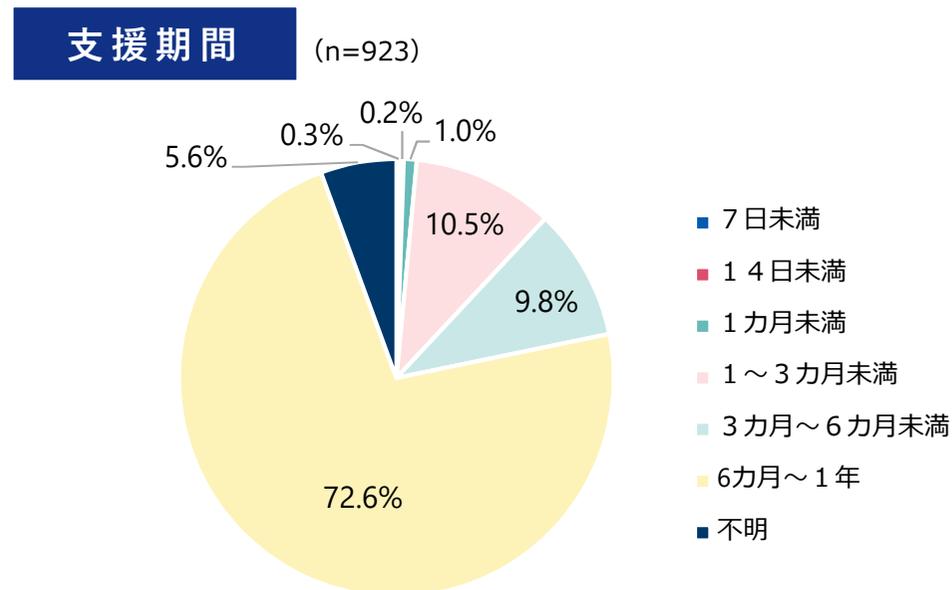
### 居住を安定して継続するための支援（n=25）※



# 地域居住支援事業の実施状況等 支援人数・期間及びその効果

- 実施自治体では、「社会的孤立の防止」や「就労に向けた効果的な支援」といった効果が現れている一方、未実施自治体における実施に当たっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

支援人数		(n=2,420)	
	シェルター等を退所した者	左記以外の不安定居住者	合計
入居支援した人数	574	923	1,497
居住支援した人数	902	21	923



※令和2年度事業実績調査

## 令和2年度の事業効果と実施課題(※)

### 【事業の効果】 (n=6)

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

### 【実施にあたっての課題】 (n=507)

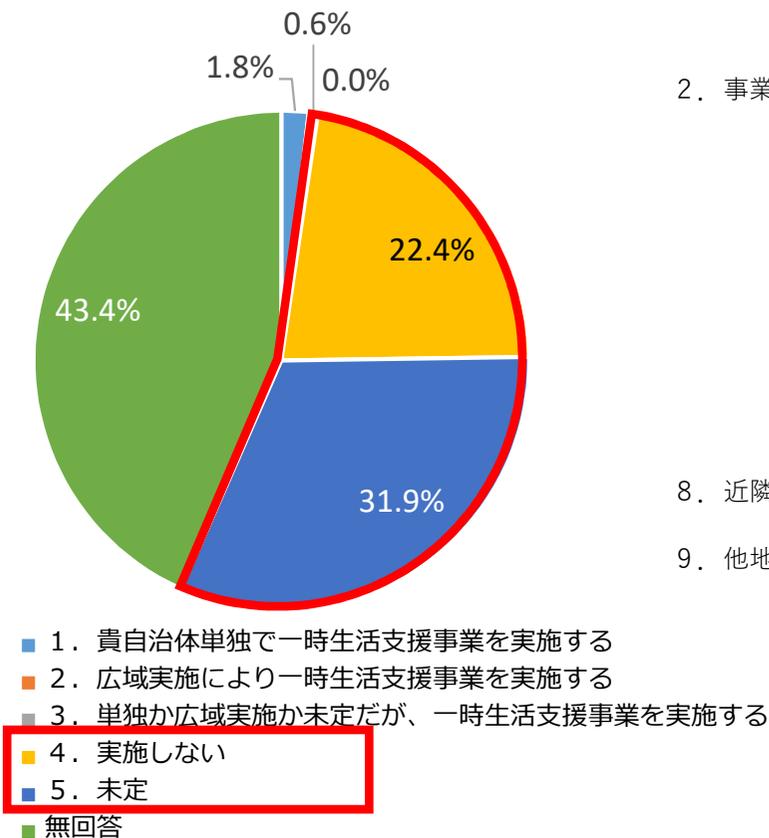
- ・ 対象となる利用者がいない (54.8%)
- ・ 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）との連携が取れていない (25.2%)
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない (24.5%)
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない (23.5%)

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

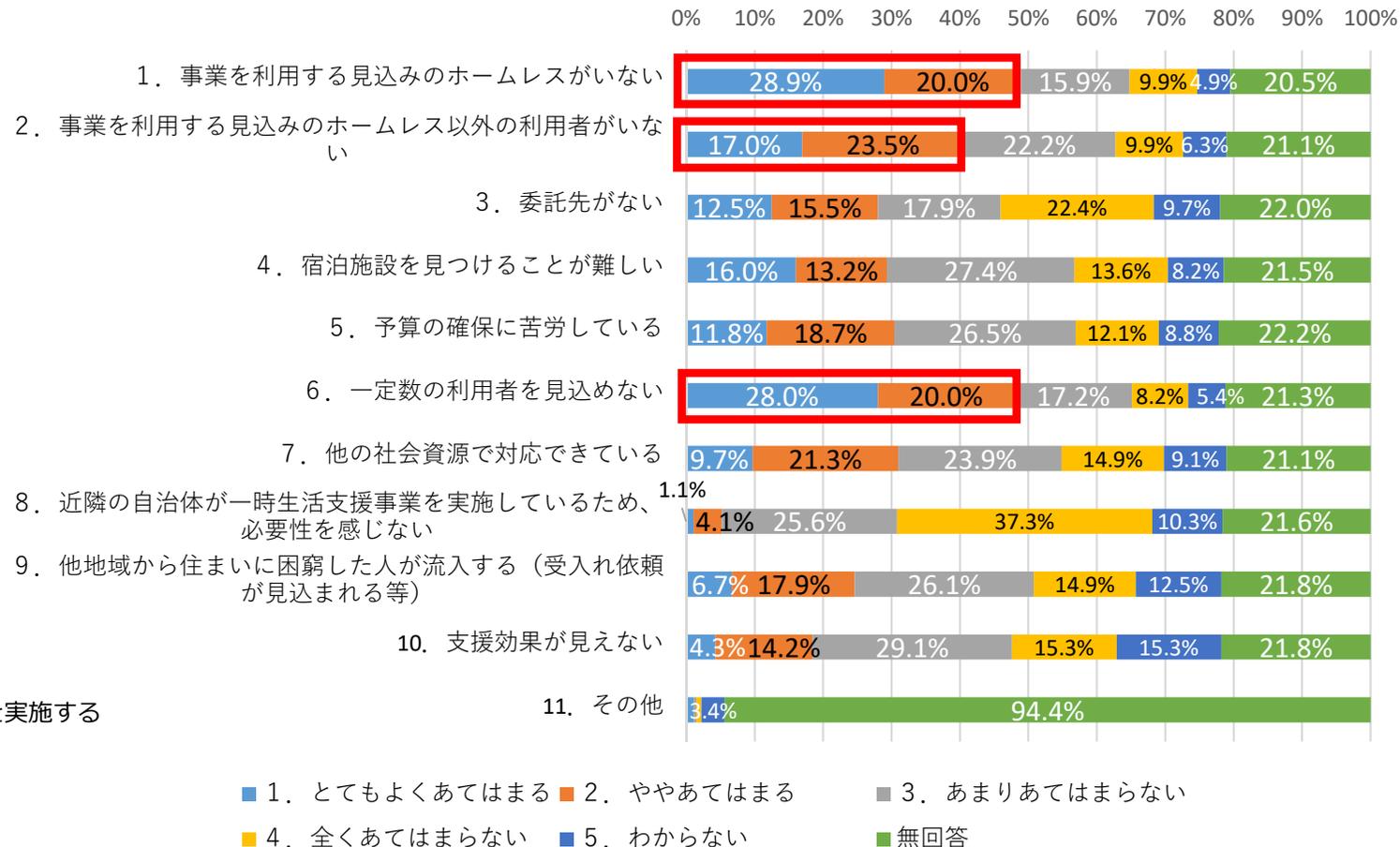
# 一時生活支援事業の課題等①

○ 一時生活支援事業の未実施自治体のうち、一時生活支援事業の実施の意向がある自治体は2.4%にとどまり、実施しない又は未定の自治体は54.3%であった。また、実施にあたっての課題認識については、「事業を利用する見込みのホームレスがない」48.9%、「一定数の利用者を見込めない」48.0%、「事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がない」40.5%があげられた。

今後の一時生活支援事業の実施意向 (n=339)



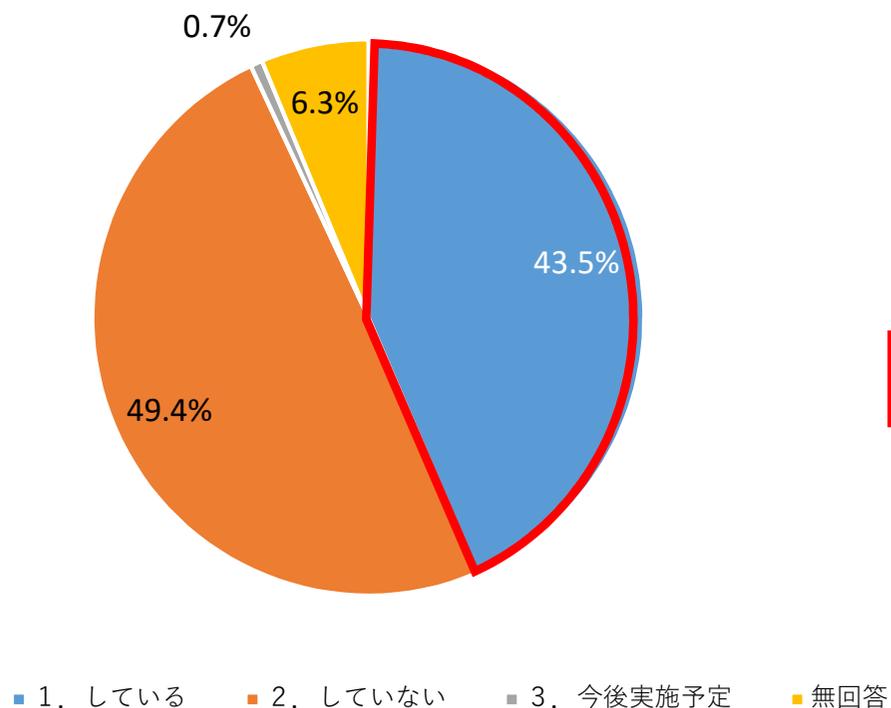
一時生活支援事業を実施する上での課題認識 (n=536)



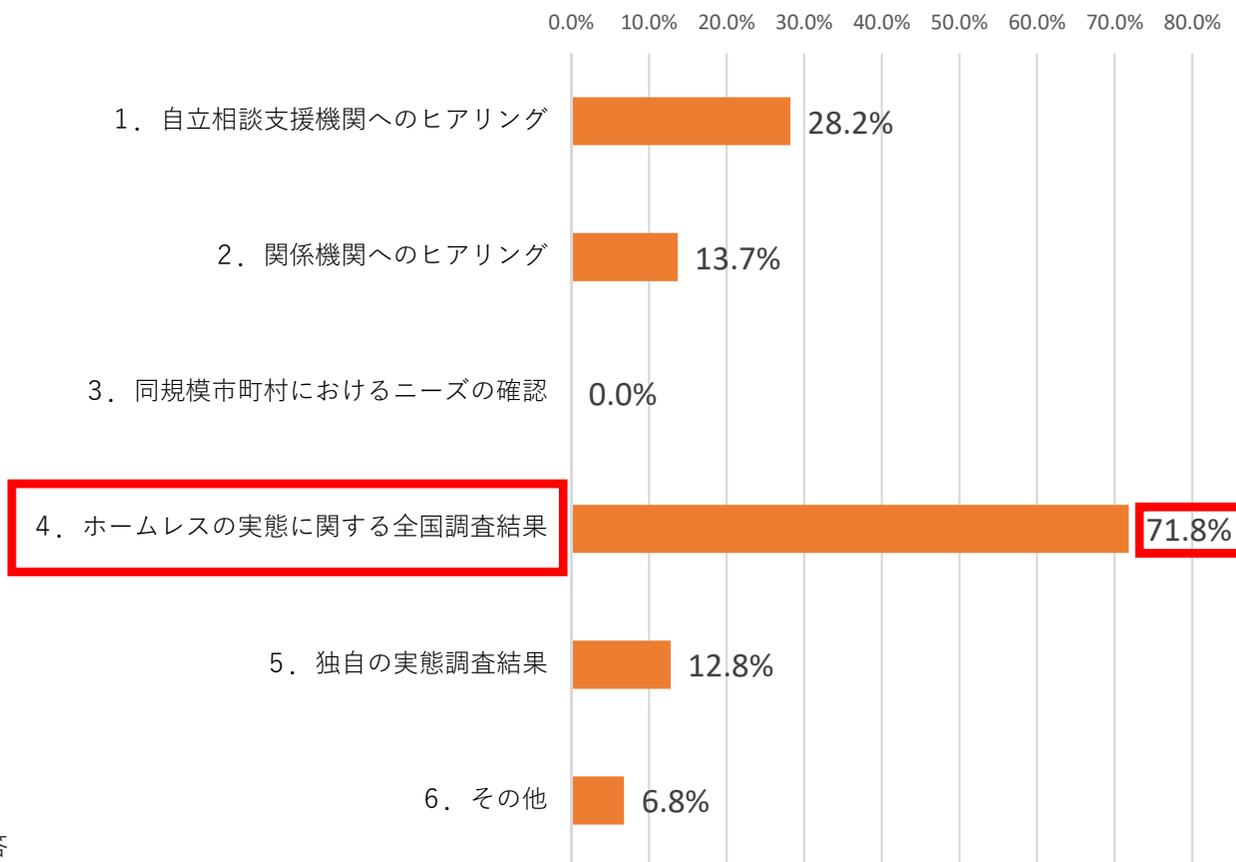
## 一時生活支援事業の課題等②

- 「1. 事業を利用する見込みのホームレスがない」もしくは「2. 事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がいない」で「1. とてもよくあてはまる」「2. ややあてはまる」と回答した自治体について、潜在的なニーズの把握を行っていない自治体は49.4%と約半数が把握しておらず、潜在的なニーズの把握を行っている自治体は43.5%だったが、ニーズの把握方法は「ホームレスの実態に関する全国調査結果」71.8%が最も多かった。

潜在的なニーズの把握の有無 (n = 269)



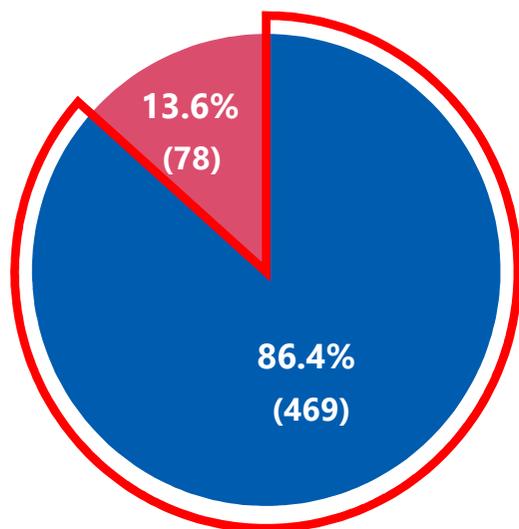
把握方法 (n = 117)



# 自治体における居住支援のニーズの状況

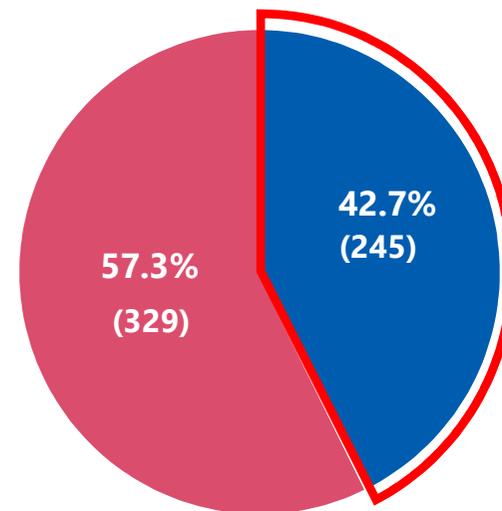
- 一時生活支援事業未実施の自治体のうち、相談者の課題と特性が「住まい不安定」とする新規相談があった自治体の割合は86.4%、相談者の課題と特性が「ホームレス」とする新規相談があった自治体の割合は42.7%あり、一時生活支援事業未実施自治体であっても居住支援のニーズはあることが確認された。

一時生活支援事業を未実施の自治体における「住まい不安定」の新規相談の有無の割合 (n=574)



■ あり ■ なし

一時生活支援事業を未実施の自治体における「ホームレス」の新規相談の有無の割合 (n=574)



■ あり ■ なし

※「住まい不安定」「ホームレス」の属性は重複している可能性がある。

※上記の属性の入力は自治体の判断となっている。

※利用者の実人数について、利用者によってはプラン終了後、再度プランを作成しているとダブルカウントされている可能性がある。

## 緊急一時的な居所確保のニーズ等

- 不安定居住者に対する緊急一時的な居所の確保については、コロナを契機に支援ニーズが顕在化したのが、既存施設による受け入れが困難な場合があることから、現在、各自治体や民間団体等が独自に取り組んでいる状況。

### コロナ禍で顕在化した一時的な居所確保のニーズ

- 令和3年度の一時生活支援事業未実施の自治体において、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談が増えたことにより、**他の一時生活支援事業実施自治体の宿泊場所を活用できるように調整した自治体の割合は8%**あった。  
(11/137自治体)

### 既存施設の緊急的な対応で生じている問題

- 相談時のアセスメントに必要な書類等を持ち合わせていない・情報が不足しているため、どの制度で対応するか、現状決定できない。
- 措置先、入所先は目途がついているが、受入れ可能日が数日先で、その間滞在できる場所がない。
- 過去の施設トラブルの経歴や出所者・障がい・子連れ等の属性を理由として受け入れを拒否される
- 受け入れ施設側の人手不足や施設長と連絡がつかず受け入れの可否を判断できない等により受け入れできない

### NPO法人CLCの取組事例

- 受け入れ方針
  - ①24時間365日対応
  - ②支援対象は、課題を抱え、行き場のない方どなたでも
  - ③基本的に満室以外「断らない」
- 支援内容  
宿泊場所の供与、食事の提供、日用品等の貸与又は提供、支援先や受入先の調整への協力 等
- 滞在期間  
上限は設けていない。
- 責任の所在  
あくまで緊急一時支援のため、相談機関が責任を持って相談者の次の生活や支援を考える。
- 一人当たりの平均利用日数  
約35日



(写真はNPO法人CLCが運営するひなたぼっこ)

## **2. 住居確保給付金における現状と課題**

# 住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、906自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者  
②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大）

【支給要件】

- ・収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。  
① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12  
② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）  
※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ・求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



# コロナ禍の対応

- 新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の変動等を踏まえ、休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれが生じている方を新たに支給対象としたほか、住居確保給付金の再支給や職業訓練受講給付金との併給など様々な措置を講じた。

## 支給対象者の追加

<令和2年4月20日省令改正>

- 従来の「離職・廃業後2年以内の者」に加え、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」を支給対象者に追加した。

## 求職活動要件の緩和

<コロナ禍で緩和した特例措置>

- 当面の間、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申込は求めない特例措置を講じた。
- 当面の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能とする特例措置を講じた。
- 当面の間、公共職業安定所への職業相談や企業への応募等の回数を月1回に減ずる特例措置を講じた。

## 支給期間の拡充

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- 令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、最長12か月まで再々延長を可能とする特例措置を講じた。

## 再支給の特例

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- 令和4年8月末までの申請について、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給を可能とする特例措置を講じた。

## 職業訓練受講給付金との併給

<コロナ禍で拡充した特例措置>

- 令和4年8月末までの申請について、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする特例措置を講じた。

# 住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和3年度）

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件、令和3年度は約46,000件に急増。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。

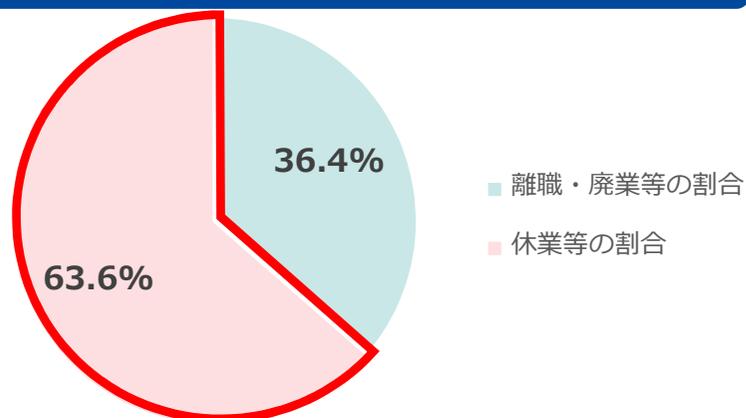


# 住居確保給付金の支給状況等（令和2年度）①

- 住居確保給付金の利用者については、休業等の者が63.6%、離職・廃業等の者は36.4%となっている。また、住居喪失のおそれのある者（現に賃貸住宅等に居住している者）が約99.6%となっている。
- 令和2年度の利用者について、年齢別では30～39歳が最も多くなっており、令和元年度において対象外であった65歳以上も計7.4%利用している。世帯構成は、令和2年度において、令和元年度と比べて2人世帯、3人以上の世帯がやや増加した。

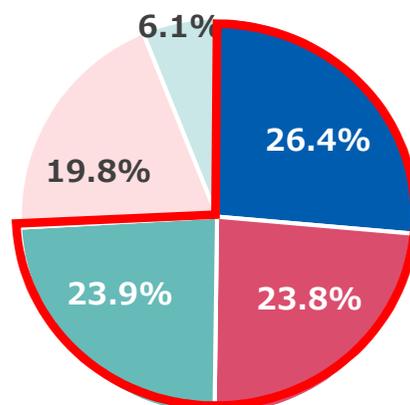
令和2年度 支給対象者の割合

(N = 137,785)



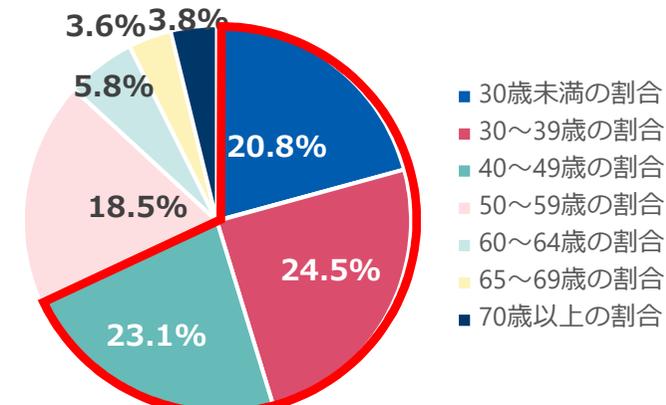
令和元年度 年齢構成

(N = 3,973)



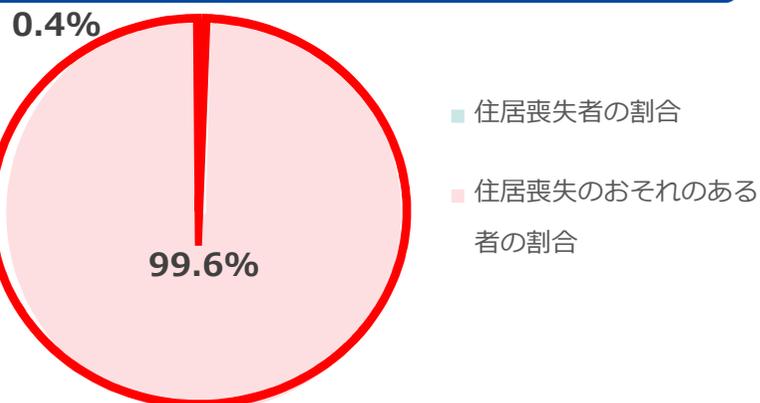
令和2年度 年齢構成

(N = 138,012)



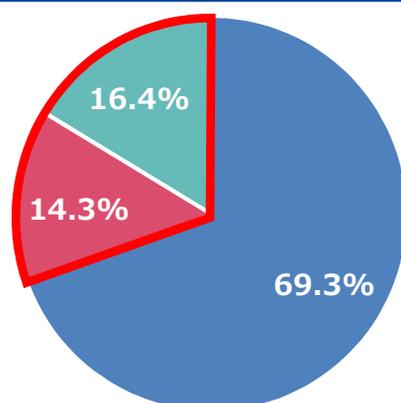
- 30歳未満の割合
- 30～39歳の割合
- 40～49歳の割合
- 50～59歳の割合
- 60～64歳の割合
- 65～69歳の割合
- 70歳以上の割合

令和2年度 住居喪失者、住居喪失のおそれのある者の割合 (N = 138,030)



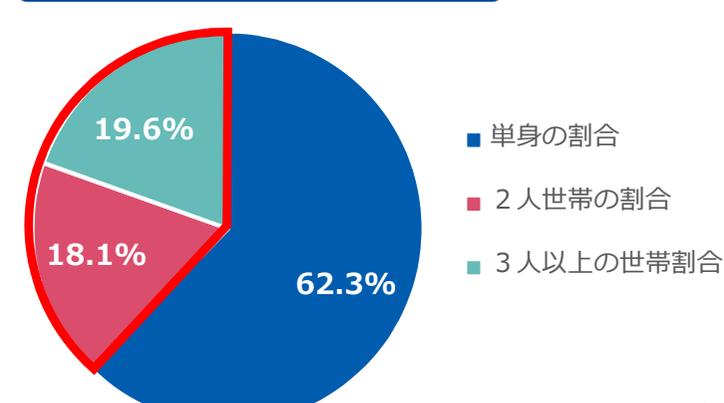
令和元年度 世帯構成

(N = 3,972)



令和2年度 世帯構成

(N = 138,035)

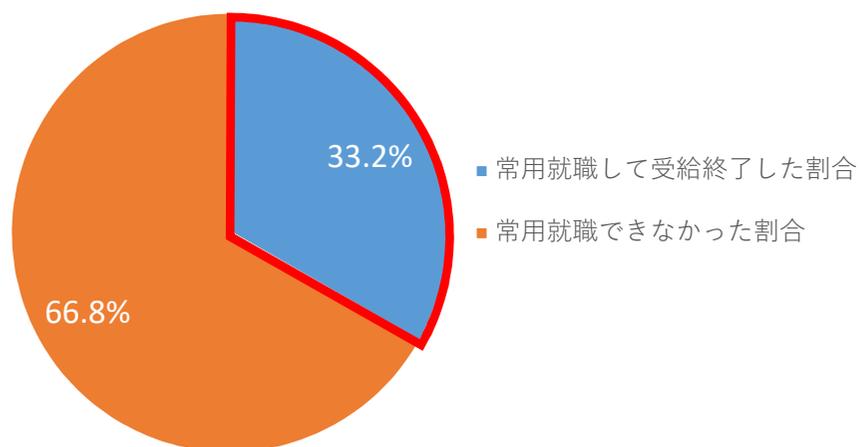


- 単身の割合
- 2人世帯の割合
- 3人以上の世帯割合

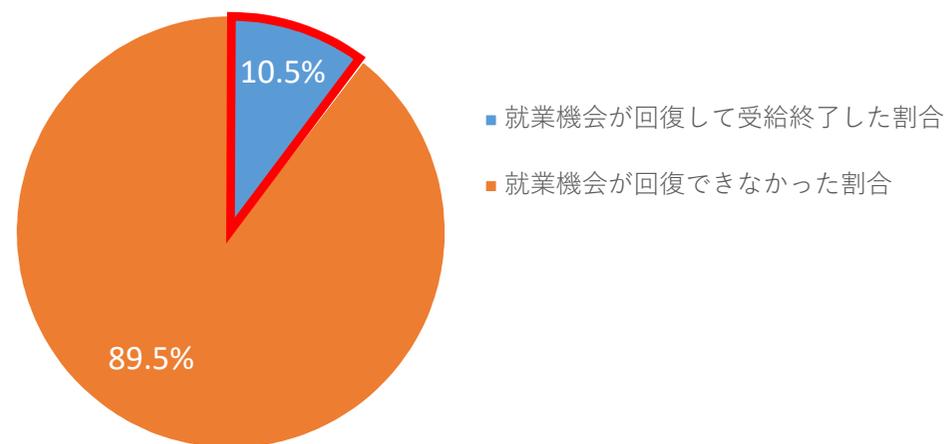
## 住居確保給付金の支給状況等（令和2年度）②

- 令和2年度を受給者のうち「離職・廃業等」の者が常用就職して受給が終了した割合は33.2%、「休業等」の者の就業機会が回復して受給が終了した割合は10.5%であり、新型コロナウイルス感染症による経済情勢の変化や、緊急事態措置等を踏まえた求職活動要件の緩和措置が相まっていずれも低調となった。

離職・廃業等した者のうち、常用就職して受給終了した者の割合（n=50,136）



休業等した者のうち、就業機会が回復して受給終了した者の割合（n=87,649）



**特に御議論いただきたい事項**

# 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（令和4年4月26日）

## 2 個別論点 （5）居住支援のあり方 ※一部抜粋

### 住居確保給付金に関する論点

- 住居確保給付金については、コロナ禍にあって一定の役割を果たしてきたが、住まいを喪失するおそれのある人の多さ（裾野の広さ）が顕在化した以上、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのではないか。
- 住居確保給付金については、コロナ禍で特例措置を含め様々な措置を講じてきたが、職業訓練受講給付金との併給等について、恒久的な対応として制度化すべきではないか。また、様々な事情により就労にブランクが生じている場合があるため、「離職・廃業後2年以内」という要件についても検討すべきではないか。
- 住居確保給付金については、コロナ禍における措置の存続・見直しの検討と併せて、高齢者や自営業者等に対する支援のあり方についても検討すべきではないか。
- また、特に個人事業主については、個別性・柔軟性の高い支援が求められることから、求職活動要件の見直しが必要ではないか。具体的には、公共職業安定所等への求職申込み・職業相談について、経営相談を実施している法人・団体等における面談で代替可能とすることも検討すべきではないか。
- 住居確保給付金の収入算定について、児童扶養手当・児童手当の取扱いを職業訓練受講給付金と統一することや、給与収入の場合の控除の取扱い等について、事務負担が少ない形での収入要件の見直しを検討すべきではないか。
- 住居確保給付金をきっかけとして、自立相談支援機関を中心に、不動産業者や居住支援法人を含む様々な社会資源同士がつながり、居住継続に向けた支援の仕組みをつくる必要があるのではないか。

# 特に御議論いただきたい事項

## 居住支援のあり方について

(居住支援全般について)

- 全世代型社会保障構築会議の中間整理や住宅セーフティネット法など、住宅政策等との連携を含め、生活困窮者に対する居住支援についてどのように考えるか。

(一時生活支援事業等について)

- 生活再建の基盤である住居確保の重要性、一時生活支援事業の実施自治体・未実施自治体との公平性を踏まえ、一時生活支援事業・地域居住支援事業のあり方についてどのように考えるか。また、各自治体で効果的な居住支援に取り組むための方策（広域実施、都道府県の関与、他施設の活用 等）についてどのように考えるか。

- 居住支援にあたっては、若年層や女性等にも支援が届くよう、支援や情報発信のあり方についてどのように考えるか。

- 24時間365日、属性や課題を問わず、福祉における緊急対応が可能な施設（既存の施設活用含む）や支援のあり方についてどのように考えるか。

(住居確保給付金について)

- 職業訓練受講給付金との併給など、コロナ禍で講じた様々な特例措置等の取扱いについてどのように考えるか。

- 離職・廃業後、様々な事情により就労に空白が生じている方や、コロナ禍で顕在化した様々な世代・属性の居住支援のニーズに対応するため、離職・廃業後「2年以内」といった対象者要件や収入要件などの支給要件のあり方についてどのように考えるか。

- 住居確保給付金として、自営業者等に対してどのような求職活動等を求めるべきか。

- 住居確保給付金をきっかけとして、自立相談支援機関や居住支援法人等を含む様々な社会資源をつなげることにより、居住継続に向けた支援を行う方策についてどのように考えるか。

### **3. 保護施設における現状と課題**

# 生活保護法に基づく保護施設の規定及び現状等

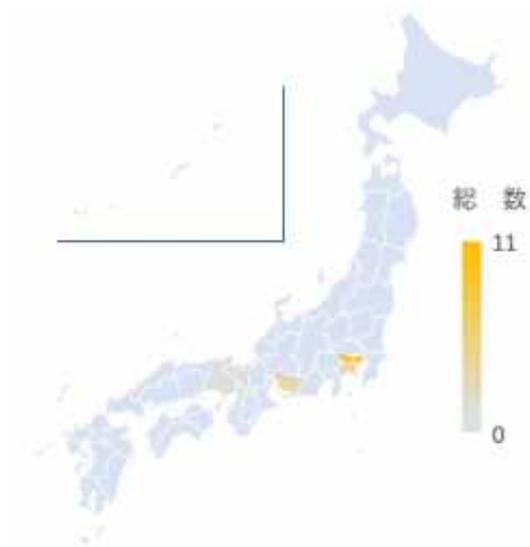
	救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設			
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号			生活保護法 第38条 第1項2号			生活保護法 第38条 第1項3号			生活保護法 第38条 第1項4号			生活保護法 第38条 第1項5号			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う			
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
都道府県による 指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）															
施設数	年度	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	H30	182	14	168	20	2	18	58	2	56	16	3	13	10	1	9
	R1	183	12	171	20	1	19	56	2	54	15	3	12	14	1	13
	R2	183	11	172	20	1	19	56	2	54	15	3	12	15	1	14
定員	16,345人			1,388人			-			470人			905人			
在所者数	16,288人			1,264人			-			325人			339人			

# 保護施設の設置状況（イメージ）

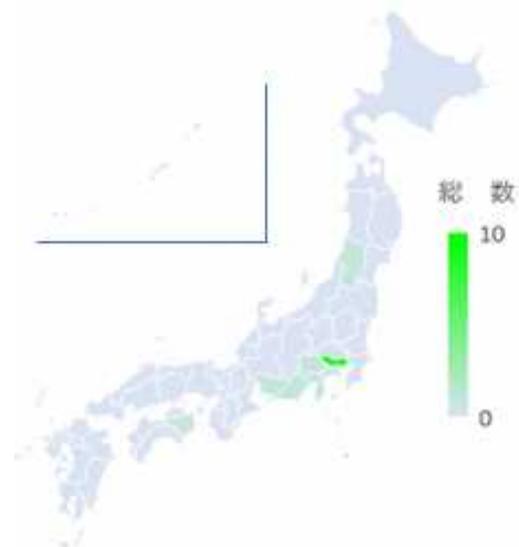
救護施設



更生施設



宿所提供施設



保護授産施設



社会事業授産施設



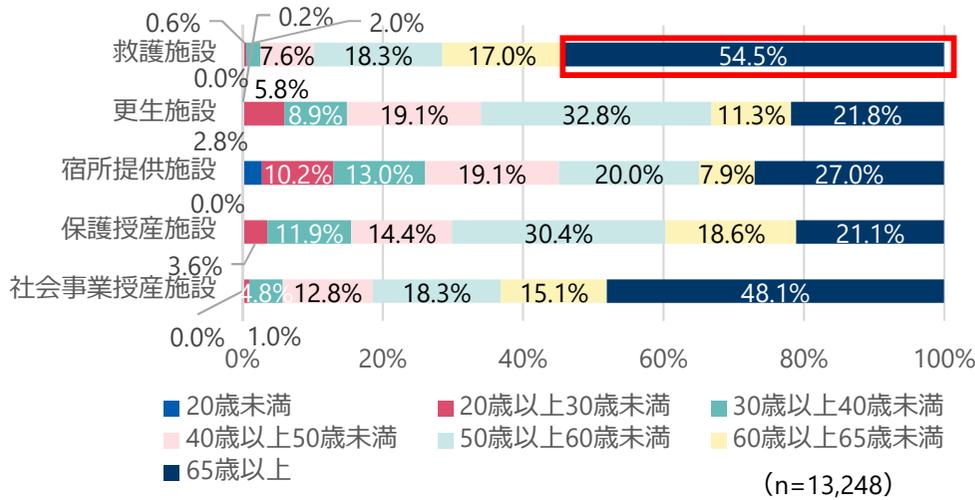
分類	施設等	施設数
保護施設	救護施設	183
	更生施設	20
	宿所提供施設	15
	保護授産施設	15
	社会事業授産施設	61

※ 保護施設数は社会福祉施設等調査（令和2年10月1日時点）  
 ※ 社会事業授産施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設である。

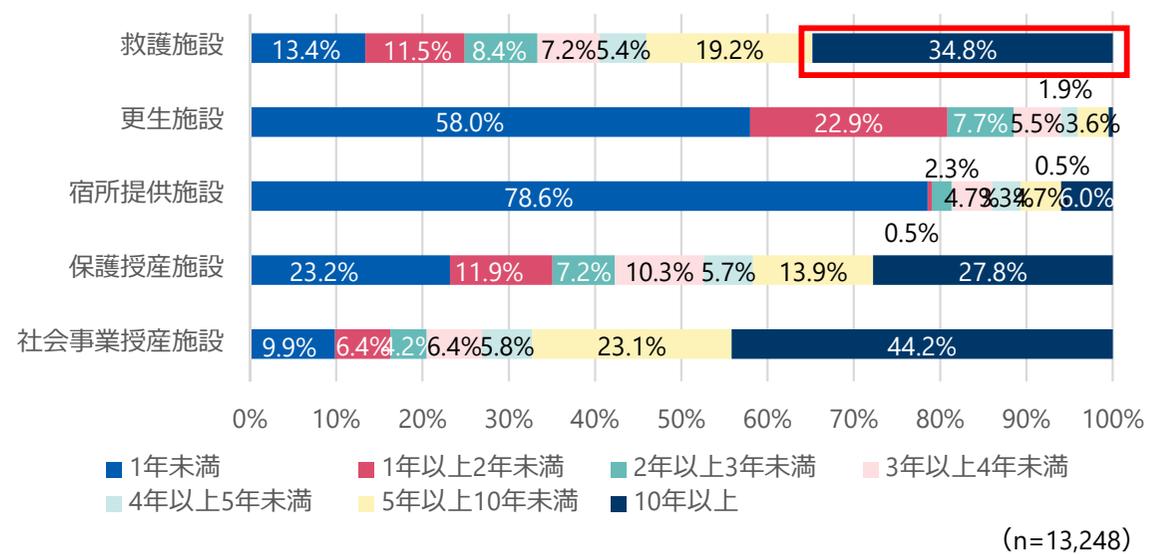
# 保護施設入所者の状態像

- 「年齢」は、「65歳以上」が多くなっており、救護施設は、54.5%と半数以上となっている。
- 「入所期間」は、救護施設の場合、「10年以上」が34.8%となっている。
- 「日中活動」は、救護施設の場合、「施設内での日中活動」が94.5%、宿所提供施設の場合、「転居先探し」が60.9%とそれぞれ多い。
- 「1年後の居住の場所」は、救護施設の場合、「現在の施設に継続入所」が82.9%、更生施設及び宿所提供施設の場合、「地域移行」が最も多い。

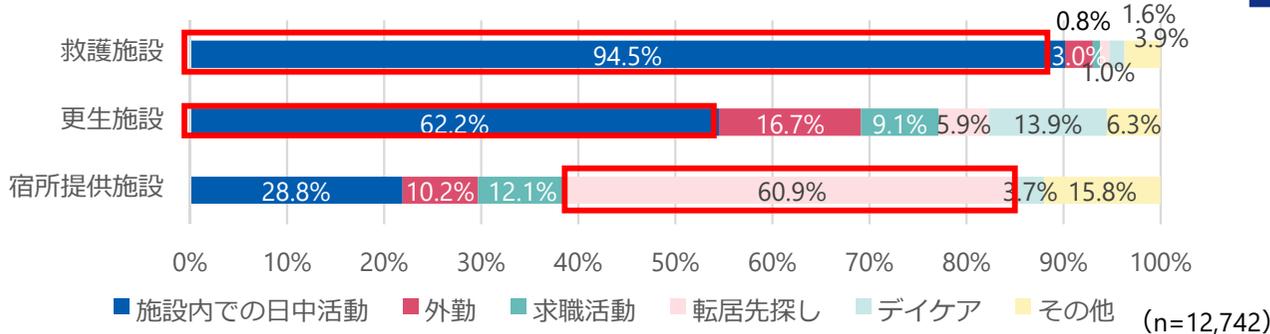
### 保護施設入所者の年齢



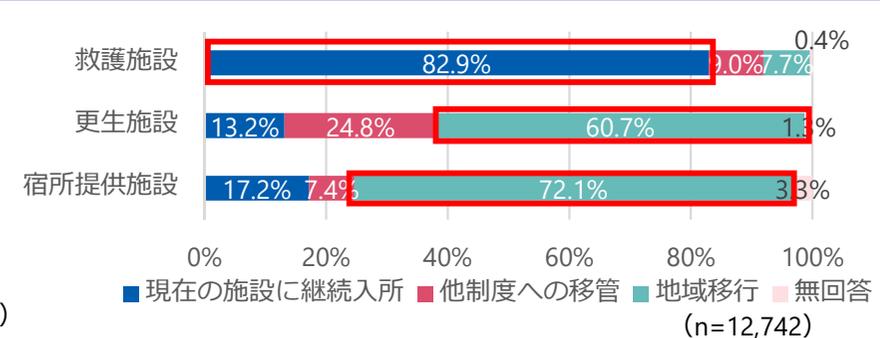
### 保護施設入所者の入所期間



### 保護施設入所者の現在の主な日中活動



### 保護施設入所者の1年後の居住の場所（施設の見立てや方針）



# 地域移行に向けた各種事業

## 救護施設居宅生活訓練事業

- **概要**  
救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。
- **対象者**
  - ・ 救護施設に入所している者
  - ・ 1年間の個別訓練を行うことにより居宅において生活を送ることが可能となると認められる者で、当該施設の施設長により選定された者
- **支援内容**
  - ・ 訓練内容の決定及び事業の実施、効果測定
    - ▶日常生活訓練（金銭管理、洗濯、栄養管理等）
    - ▶社会生活訓練（通院、買い物、対人関係の構築等）
    - ▶その他自立生活に必要な訓練
- **実績**  
令和2年度実績 救護施設：113カ所（全184カ所中）  
事業参加者数：387名 内訳（訓練継続者：230名 地域移行者数：118名 訓練中止者数：39名）

## 保護施設通所事業

- **概要**  
原則として保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで、居宅で継続して自立生活を送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。
- **対象者**
  - ・ 保護施設の退所者で退所後引き続き指導訓練等が必要と認められる者
  - ・ 居宅で生活する被保護者のうち自立生活を送る上で種々の問題等を有しているため、生活指導などの支援を要する者
- **支援内容**
  - ・ 以下の内容を一体的に実施
    - ▶通所訓練：施設へ通いながら生活訓練等又は職業訓練等を実施
    - ▶訪問指導：職員による居宅等への訪問による生活指導等の実施
- **実績**  
令和2年度通所事業実施数  
救護施設：51カ所（全184カ所中） 更生施設：17カ所（全19カ所中）

# 保護施設の機能強化に係る加算等

費目	設定の要件	対象施設
指導員加算費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の入所率が高い施設において指導員の増員を必要とする場合</li> <li>② 宿所提供施設のうち、生活指導等を積極的に行い施設利用者の自立促進に努力している施設において指導員の増員を必要とする場合</li> <li>③ 授産施設のうち、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の利用率が高い施設において指導員の増員する場合に加算する。</li> </ul>	救護施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設
介護職員加算費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救護施設のうち、食事、入浴、排泄及び衣類の着脱のどれかの行為について、全部又は一部の介助を必要とする者の入所率が高い施設であって、介護職員の増員を必要とする場合</li> <li>② ①の要件を満たさない施設のうち、「精神障害」「知的障害」及び「身体障害」の障害を有する者の入所率が高い施設において介護職員の増員をする場合に加算する。</li> </ul>	救護施設
看護師加算費	精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の入所率が高い施設において看護師を増員する場合に加算する。	救護施設
精神保健福祉士加算費	精神障害者及び知的障害者の入所率が高く、精神障害者等の地域移行に向けた取組を推進する施設に精神保健福祉士を増員する場合に加算する。	救護施設
精神科医雇上費	精神科医を雇い上げ、入所者に対する精神医学面の処遇の強化を図る。	救護施設、更生施設
機能回復訓練業務委託費	「理学療法士及び作業療法士法」で定める理学療法士又は作業療法士が専門的な機能回復訓練を行うことにより、入所者の自立の助長を図る。	救護施設
保護施設通所事業事務費	保護施設退所者を保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。	救護施設、更生施設
施設機能強化推進費	施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導體制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設
施設機能強化推進費（特別事業） 「救護施設居宅生活訓練事業」	救護施設に入所している費保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	救護施設

(注) その他の加算等として、民間施設給与等改善費、感染症対策等体制整備費、新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費等がある。

## 6. 居住支援について

### (1) 保護施設について①

#### 現状と基本的な方向

- 保護施設については、これまで他法他施策優先の中で、最後のセーフティネットとして、様々な生活課題を抱える者の受け入れ支援を行ってきたところ。昨今、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、DVや虐待の被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な対象者に対する多様な支援が求められてきている。
- 保護施設については、生活保護法上、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設が規定されており、救護施設・宿所提供施設においては、居住の場を基本として生活支援・日中活動の場を提供、更生施設・授産施設においては、通所も含めた就労・技能訓練を実施している。
- 保護施設からの地域移行に向けては、保護施設通所事業や救護施設居宅生活訓練事業において、支援を実施している。
- 保護施設については、支援の多様化等も踏まえ、様々な生活課題に柔軟な対応をしていく観点から、各施設の機能面に着目した整理も含め、その機能のあり方を検討していく必要がある。
- また、保護施設入所者の状態像に応じた支援や、福祉事務所による関与も重要である。
- 地域共生社会の実現に向けた取組が進められる中で、様々な生活課題を抱える者に対する支援を行う保護施設の役割は重要であり、地域の関係機関のネットワークの一翼を担うことが期待されている。

## 6. 居住支援について

### (1) 保護施設について②

#### 具体的な議論

- 介護や障害福祉のサービスが充実してきている中で、救護施設も次の施設等に進むための生活訓練の場としての通過施設という機能を持つのではないか。
- 他施策の施設が充実していく中でも、制度のはざまにある被保護者を受け入れるセーフティネットとして、保護施設の役割は重要。対象者の状況が複雑・多様化しているため、現在の保護施設の区分では対象像に合わない事例が増加しており、今後、保護施設の在り方について、対象や機能面で柔軟に対応できるような工夫が必要である。また、保護施設のハード面について、対象者のニーズに応じた対応が必要という意見もあった。
- 医療保護施設については、指定医療機関との関係性を考えると、その必要性や運用について整理する必要がある。
- 入所者の地域移行を進める観点や退所後の情報共有の観点から、救護施設等において事実上取り組まれている、個別支援計画の作成を義務化することが考えられる。その際にはケースワーカーも関与し、福祉事務所における援助方針に反映させる仕組みが必要である。
- 保護施設通所事業等について、地域の被保護者の受入れを進めていくということは一つの考え方。ただし、本来の利用者を圧迫しないことや、職員の負担が過大にならないといったことへの配慮が必要となる。
- 救護施設等保護施設については、精神障害者や依存症の対応が難しいケースなど多様な支援が求められ、より専門性の高いスキルが必要になってきているが、研修の機会もあまりない状況のため、全国単位の課題別の研修や事例研修の機会があるとよい。

## 特にご議論いただきたい事項

- 救護施設等については、精神障害者や依存症の対応が難しいケースなど多様な支援が求められており、最後のセーフティネットとして保護施設の役割は重要と考えられるところ、受け入れる対象者の状態像が複雑・多様化していることへの対応策をどのように考えるか。
- 救護施設等について、施設での取組をさらに地域での実践に活かすなど、地域で生活する被保護者等への支援機能を更に発揮させるための方策をどのように考えるか。
- 入所者の地域移行を含め、より効果的な支援を行う観点から、福祉事務所や他の支援機関等との間で適切に情報共有を図るための方策について、どのように考えるか。また、より専門性の高いスキルが必要との指摘がある中、職員の支援スキルを高めるための方策について、どのように考えるか。

## 4-1. 無料低額宿泊所等について

# 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

平成30年6月1日成立  
平成30年6月8日公布

## 改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

#### (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

#### (2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

#### (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

### 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

#### (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

#### (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

#### (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

#### (4) 貧力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

### 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月,8月,12月）から年6回（1月,3月,5月,7月,9月,11月）） 等

## 施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は令和3年1月1日、2. (3)は令和2年4月1日、3. は令和元年9月1日\* 等） \*令和元年11月支払いより適用

# 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援 (令和2年4月施行)

## 1. 無料低額宿泊所の規制強化 (貧困ビジネス規制)

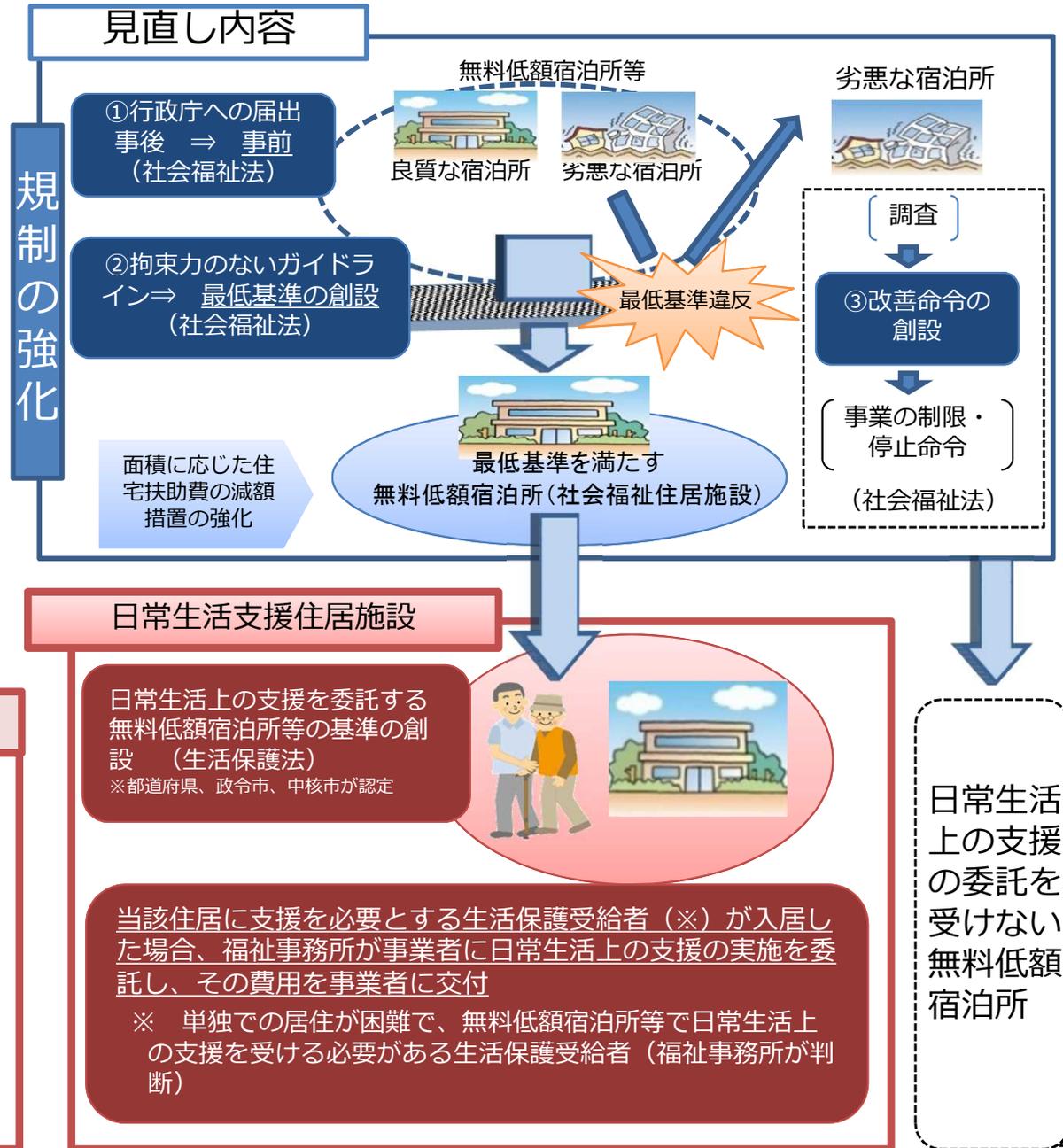
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
  - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
  - ②従来ガイドライン (通知) で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
  - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

## 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
  - ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

### 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

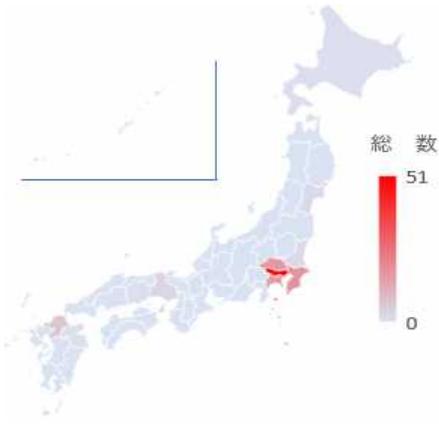
- 日常生活支援住居施設の認定要件 (人員配置基準)  
**利用者15人に対して職員1名 (常勤換算15:1) を配置**
- 日常生活支援に係る委託事務費  
**入居者1人あたり月額<地域別> 28,800円 ~ 23,100円**
  - ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた 加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
  - ・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、**令和2年10月から委託を開始**



# 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の分布（イメージ）

無料低額宿泊所

日常生活支援住居施設

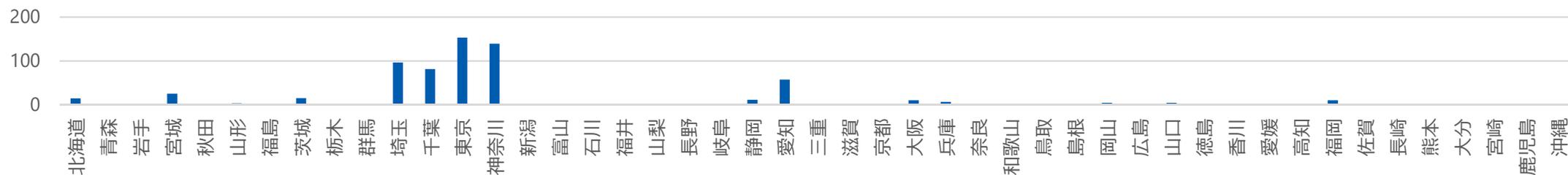


分類	施設等	施設数
無料低額宿泊所等	無料低額宿泊所	649
	日常生活支援住居施設	120

※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ（令和4年4月1日時点）

※ 日常生活支援住居施設数は保護課調べ（令和4年4月1日時点）

（無料低額宿泊所）



（日常生活支援住居施設）



# 無料低額宿泊所等の実施状況等

## 無料低額宿泊所等の実施状況

### 無料低額宿泊所

- 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設（社会福祉法第2条第3項第8号）であり、事業を開始する前に都道府県知事等へ届け出なければならない。
- 箇所数：649箇所、入所者数18,152人  
※令和4年4月1日時点。

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	その他
649 (100.0%)	34 (5.2%)	1 (0.2%)	26 (4.0%)	421 (64.9%)	119 (18.3%)	48 (7.4%)

### 日常生活支援住居施設

- 箇所数：120箇所、入所者数2,267人  
※令和4年4月1日時点。

## 無料低額宿泊所等に対する取組

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し  
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し  
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行  
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）  
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）  
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始  
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

# 無届の無料低額宿泊所への対応について

- 無届の無料低額宿泊所については、下記のとおり届出を勧奨するとともに、調査によって、不当な行為が発見された場合には事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対する規制を行うことが可能ではあるが、**届出義務に罰則はない**。

## 無届の無料低額宿泊所への対応

- 当該事業所の事業者が「社会福祉事業を営業者」に該当するとの相当程度の心証が得られる場合に調査を実施（社会福祉法（以下「法」）第70条）。
  - ※ 相当程度の心証とは、都道府県等が「実施機関からの情報及び公表情報の情報収集」及び「任意の調査の実施」の方法により可能な限り情報収集を行った結果、当該事業所について無料低額宿泊所に該当すると総合的に判断できる程度の心証が得られることで足りるもの
- 上記情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行う。
- 口頭による届出の勧奨を行っても、当該事業所の事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの挙証資料を提出するように求める。
- 上記届出の勧奨を行っても、なお拒否する場合には、被保護者の紹介を停止、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援。
- 当該事業者が、「その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき」に限り、事業の制限又は停止を命令（法第72条第3項）。

（出典1）

- 社会福祉法（抄）  
（社会福祉住居施設の設置）  
第68条の2（略）  
2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届けなければならない。  
（調査）  
第70条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を営業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。  
（改善命令）  
第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、若しくは同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設又は第68条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をして社会福祉事業を営業者の施設が、第65条第1項又は第68条の5第1項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。  
（許可の取消し等）  
第72条  
3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項、第68条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（出典2）

「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」（令和2年12月11日社援保発1211第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

## (参考) 他の施設系事業における規制について

### 罰金が処される例（有料老人ホーム）

- 有料老人ホームを設置しようとする者に事前届出が義務づけられており、当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときには、30万円以下の罰金に処される。

#### ○老人福祉法

##### （届出等）

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

### 過料が科される例（認可外保育施設）

- 保育所の設置者（認定こども園の認可を受けたものを除く。）は、事業の開始の日から1ヶ月以内の届出が義務づけられており、当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときには、50万円以下の過料が科される。

#### ○児童福祉法

##### （認可外保育施設の届出）

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

##### （過料）

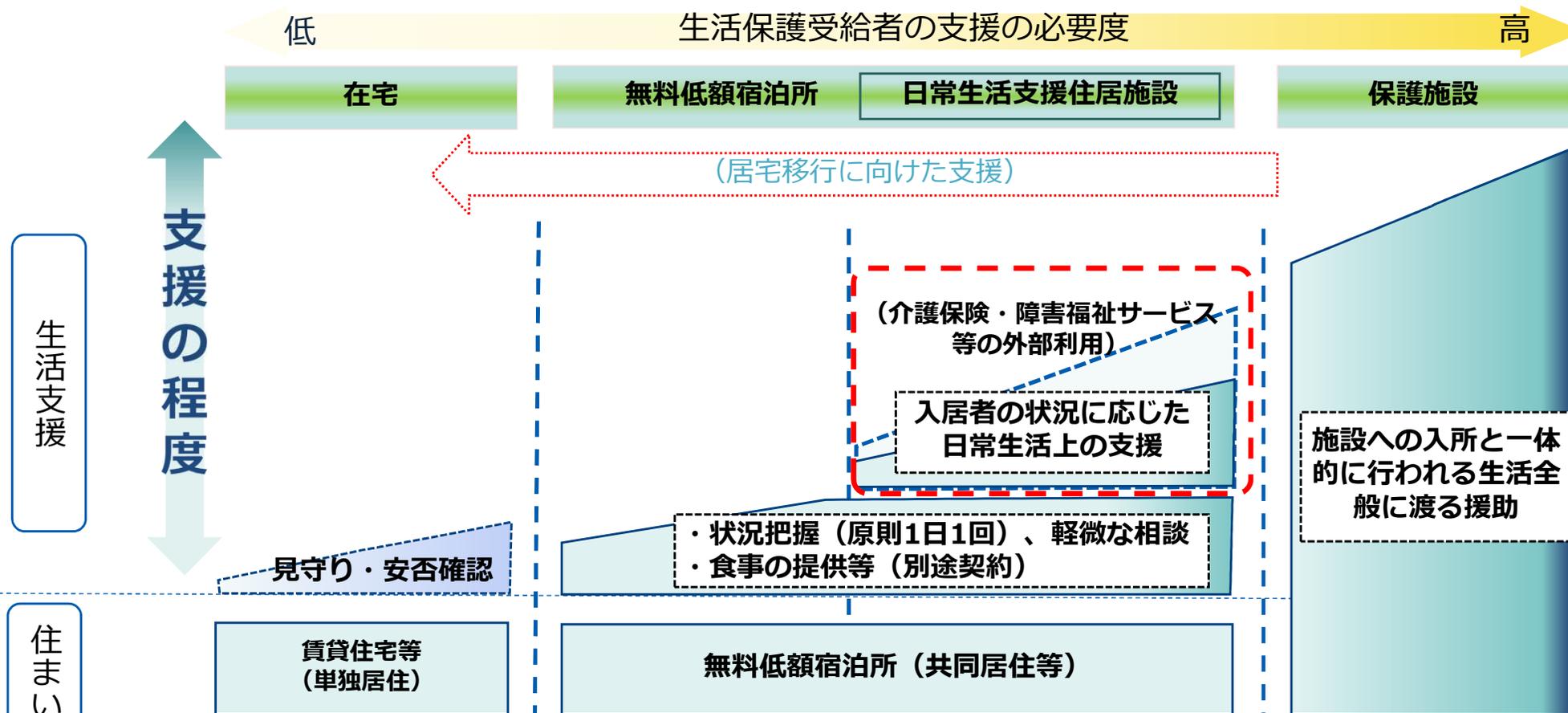
第六十二条の四 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

## 4－2. 日常生活支援住居施設について

# 日常生活支援住居施設について

## 事業概要

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

# 日常生活支援住居施設管理者等資質向上研修費

【令和4年度予算】 11,370千円  
実施主体：厚生労働省（委託費）

## 事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

## 研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修  
※ オンラインによる開催も検討

## 研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

（参考）

- 令和2年度  
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施

基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）

基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）

応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）

※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表

- 令和3年度

日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）

1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00

2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30

令和4年1月21日（金）10:30～17:30



## 研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
- 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかもま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
- 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
- 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会 常務理事）
- 委員 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
- 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
- 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
- 委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
- 委員 今井誠二（尚絅学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
- 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））

（注）肩書きは令和2年時点

# 日常生活支援住居施設による支援の充実に向けて

- 令和3年度の調査研究事業により、日常生活支援住居施設での支援の充実にについてその必要性が示されている。

## 研修等を通じた制度等の普及啓発

- 自施設内や自団体内だけの情報交換にとどまらず、全国の他の日常生活支援住居施設での取り組みを知り、好事例に学んで活かせるところは自施設でも取り入れることができるよう、知る機会が必要である。
- 支援を必要としている人に支援が行き届くように、日常生活支援住居施設を居住支援の新たな社会資源として理解してもらうための、福祉事務所に向けた国の研修等を実施する必要があるのではないか。

## 福祉事務所の参画

- 最低1年に1回程度、「(仮称)個別支援計画に関する調整会議」を実施することで、利用者本人の同意は前提しつつ、日常生活支援住居施設運営事業者側の見立てと併せて、福祉事務所の見立てや援助方針とすり合わせた個別支援計画にブラッシュアップし、支援を実行していく機会を作ることが望ましい。

## アセスメント能力・モニタリング能力

- 日常生活支援住居施設の個別支援計画を策定する生活支援提供責任者においては、具体的なニーズを把握して個別支援計画に盛り込むためのアセスメント能力、また計画に基づいた支援の実行中のモニタリング能力が求められる。

## 福祉事務所と団体の相互理解の促進

- 福祉事務所と日常生活支援住居施設運営事業者の相互理解を深める研修やイベント等の機会を国が積極的に創出する取り組みも必要なのではないか。

## 4－3. 居住移行の取り組みについて

# 居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和4年度予算：7.4億円

## 事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

## 事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

### (1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

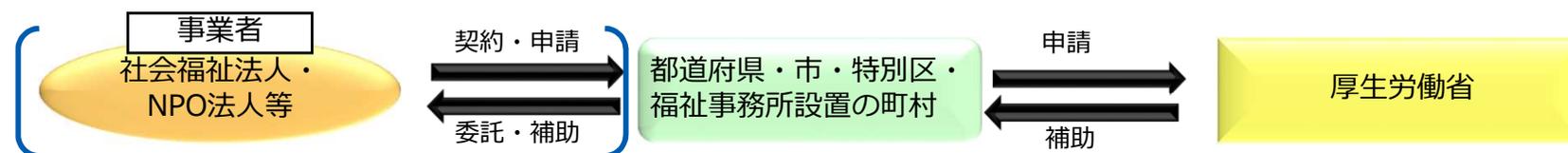
### (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

### (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

## 補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4

# 社会的な居場所づくり支援事業

## 目的

- NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

## 事業内容

- 民間団体等が実施するグループカウンセリング等への参加により、アルコール依存、ギャンブル依存等の日常生活上の問題を抱える者が自立した日常生活を営めるよう支援する事業
- 精神科病院等退院者に対し、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅生活継続を支援する事業

## 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る）

**特に御議論いただきたい事項**

## 6. 居住支援について

### （2） 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について①

#### 現状と基本的な方向

- 無料低額宿泊所について、平成30年改正法により、①新たに事前届出制の導入、②従来ガイドライン（通知）で定めていた設備・運営に関する基準を最低基準として法定化、③当該最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設等、法令上の規制を強化した（令和2年4月施行）。
- あわせて、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された施設として、必要な日常生活上の支援を提供する「日常生活支援住居施設」の仕組みを創設した（令和2年10月施行）。
- 日常生活支援住居施設は施行して間もなく、無料低額宿泊所をベースとしているため、各都道府県における設置状況には差異があり、中には設置されていない県もある。日常生活支援住居施設における支援の質を確保するため、令和3年度から国の委託事業として関係団体による研修事業を開始している。
- 無料低額宿泊所については、平成30年改正法により導入された事前届出制の実効性の確保を図っていくことが重要である。
- 日常生活支援住居施設については、施行後間もない状況を踏まえて、支援の質の向上を図る取組の推進を図る必要がある。
- その他、居住支援に関して、地域で暮らしていくにあたっての居場所づくり（互助機能の強化等）に係る取組について、現行の居住不安定者等居宅生活移行支援事業の更なる推進や生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業（地域居住支援事業）との連携の観点から進めていくことが重要である。

## 6. 居住支援について

### （2） 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について②

#### 具体的な議論

（無料低額宿泊所について）

- ・ 無料低額宿泊所の事前届出制の実効性確保については、調査や届出勧奨に関するノウハウが不足していることが課題である。また、無届の施設に対して、同様の届出制度を設けている他制度と同様の規制は必要と考えられる。

（日常生活支援住居施設について）

- ・ 今後、自力での在宅生活が難しい人も増えるため、支援を受けながら生活できる居住の場の選択肢として、日常生活支援住居施設のニーズはあると考えられる。
- ・ 地域資源の乏しい自治体において居住ニーズに対応するため、広域連携の方策も効果的と考えられる。
- ・ 日常生活支援住居施設について、自ずとその必要性についての認識も高まっていく中で研修は必要であり、その際、都道府県が果たすべき役割も大きい。

（その他居住支援等について）

- ・ 居宅生活に移行した被保護者が安定した生活を継続するための定着支援については、24時間の支援が求められることがあり、ケースワーカーでは対応が難しい。居住不安定者等居宅生活移行支援事業のような事業を活用することにより、ケースワーカーの負担軽減にもなるのではないか。
- ・ 被保護者の地域移行・地域定着の取組や就労支援の取組について、様々な主体が取り組めるようにしていくこともあり得る。
- ・ 生活保護受給者の半数以上を高齢者世帯が占め、経済的支援のみを必要とする世帯が存在する状況に鑑み、例えば居住支援の重要性に着目して、借家に暮らす高齢者のうち、少額預金又は少額年金である者に対し、家賃相当額を扶助する制度を創設してはどうかという意見があった。一方で、持ち家世帯等との公平性や財源等の問題があり、慎重に検討していく必要があるという意見もあった。また、支給に期限を設けないのであれば、要件についてよく検討する必要があるという意見もあった。

## 特に御議論いただきたい事項

(無料低額宿泊所について)

- 無料低額宿泊所について、平成30年改正法により法令上の規制を強化したところであるが、事前届出制の実効性の確保を図っていくため、どのような対応が必要と考えるか。

(日常生活支援住居施設について)

- 日常生活支援住居施設については、施行後間もない状況を踏まえて、引き続き、支援の質の向上を図る取組の推進を図る必要があるのではないかと考えられるが、都道府県の役割も含め、どのように考えるか。

(居住支援について)

- 居住支援について、現行の被保護者等に対する居住不安定者等居宅生活支援事業や社会的な居場所づくり支援事業のさらなる推進が必要と考えられるが、困窮制度との一体化も含め、どのように考えるか。

## 参考資料

## ●全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理(抄)(令和4年5月17日)

### 5. 「地域共生社会」づくり

- 今般の新型コロナ禍においては、住居確保給付金へのニーズをはじめ、「住まい」の課題が顕在化した。まずは、こうした足元の課題への対応を検討していくとともに、将来、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは老齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題となるため、制度的な対応も含め検討していくことが求められる。

年齢層や属性などニーズの実態を踏まえた上で、住まいの確保の支援のみならず、ICTも活用しつつ、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含めた検討が必要である。

合わせて、住宅の質の確保や既存の各制度の関係の整理も含め、議論を深めるとともに、空き地・空き家の活用やまちづくり、災害リスクを踏まえた防災の視点から各地方自治体において地域の実情に応じた対応を検討することが望まれる。

# ホームレスの実態に関する全国調査の概要（令和3年11月実施）

## 目的

- 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）の見直しを検討するにあたって、政策評価等の実施に必要なデータを得ること。

## 調査対象

- 法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」。

## 調査方法及び回答実績

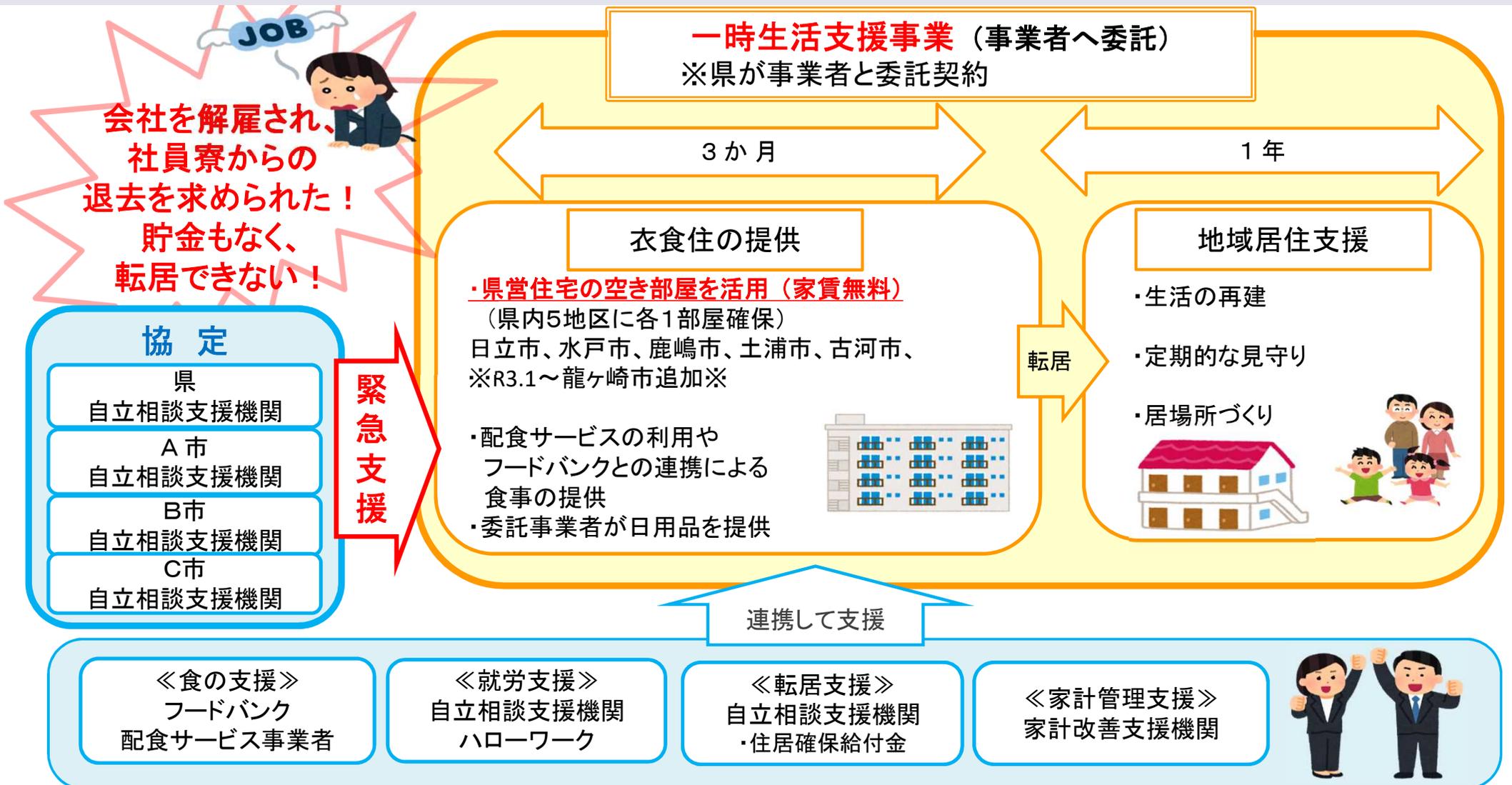
- 調査方法：約1,300人を目標に個別面接。
- 回答実績：1,169人から回答を得られた。
- 調査対象自治体は、東京都23区・政令指定都市及び令和3年11月調査（概数調査）で20名以上のホームレス数の報告があった市。

## 調査の実施時期

- 令和3年11月

# 一時生活支援事業、地域居住支援事業の事例（茨城県）

- 新型コロナの影響による社員寮等からの退去などを想定し、県と協定市（4市）の共同による一時生活支援事業及び地域居住支援事業を令和3年度（令和2年度モデル事業）から開始した。県の公営住宅の空き室を活用した宿泊場所の提供、フードバンクと連携した食事提供、自立相談支援機関等と連携した就労支援や転居支援等を実施している。



# 住居確保給付金の支給要件

## 一月当たりの月額

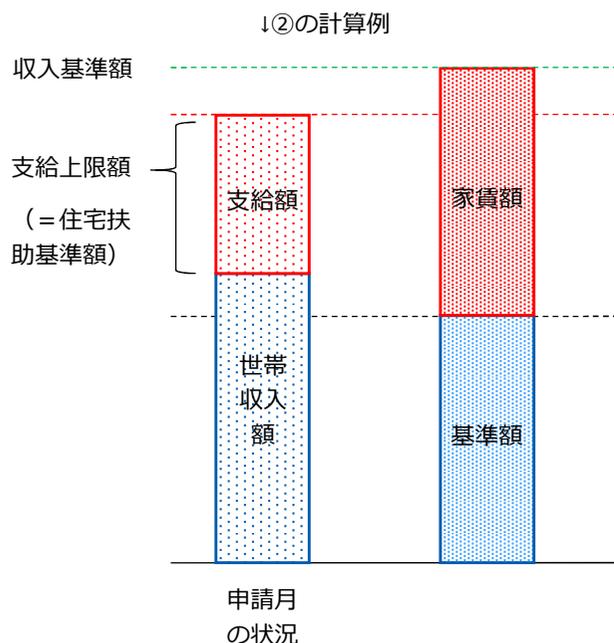
①又は②の場合に応じ、それぞれ定める額とする。  
 (当該額が住宅扶助基準額に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準額を上限とする。)

### ①収入が基準額以下の場合

生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

### ②収入が基準額を超える場合

基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額



## 基準額

生活困窮者及び同一世帯に属する者収入の額の合算した額が、地方税法の規定による市町村民税(所得割を除く)が課されていない者の収入の額を12で除して得た額

(渋谷区の例(1級地))

世帯別	①均等割非課税限度額	①の計算方法	②給与所得控除額	②の計算方法	③収入額 (①+②) (千円未満切り捨て)	④基準額 (③×1/12) (千円未満切り上げ)	
1人世帯	450,000	350,000×1人+100,000+	0	550,000	550,000	1,000,000	84,000
2人世帯	1,010,000	350,000×2人+100,000+210,000	550,000	550,000	1,560,000	130,000	
3人世帯	1,360,000	350,000×3人+100,000+210,000	698,000	給与収入×0.3+80,000	2,058,000	172,000	
4人世帯	1,710,000	350,000×4人+100,000+210,000	847,130	給与収入×0.3+80,000	2,557,000	214,000	
5人世帯	2,060,000	350,000×5人+100,000+210,000	997,130	給与収入×0.3+80,000	3,057,000	255,000	
6人世帯	2,410,000	350,000×6人+100,000+210,000	1,147,130	給与収入×0.3+80,000	3,557,000	297,000	
7人世帯	2,760,000	350,000×7人+100,000+210,000	1,240,000	給与収入×0.2+440,000	4,000,000	334,000	
8人世帯	3,110,000	350,000×8人+100,000+210,000	1,327,500	給与収入×0.2+440,000	4,437,000	370,000	
9人世帯	3,460,000	350,000×9人+100,000+210,000	1,415,000	給与収入×0.2+440,000	4,875,000	407,000	
10人世帯	3,810,000	350,000×10人+100,000+210,000	1,502,500	給与収入×0.2+440,000	5,312,000	443,000	

※渋谷区特別区税条例第10条第2項 市民税均等割非課税限度額35万円+10万円・扶養親族を有する場合の加算額21万円

## 収入基準額

生活困窮者及び同一世帯に属する者の収入の額の合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること

世帯別	④基準額	⑤家賃額 (家賃額≦実家賃額の場合、実家賃額が上限)	収入基準額 (④+⑤)
1人世帯	84,000	53,700	137,700
2人世帯	130,000	64,000	194,000
3人世帯	172,000	69,800	241,800
4人世帯	214,000	69,800	283,800
5人世帯	255,000	69,800	324,800
6人世帯	297,000	69,800	366,800
7人世帯	334,000	69,800	403,800
8人世帯	370,000	69,800	439,800
9人世帯	407,000	69,800	476,800
10人世帯	443,000	69,800	512,800

## 住居確保給付金の求職活動要件①

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業等に伴う収入減少が生じている者をはじめ、離職等には至っていないが、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれのある者について、住居確保給付金の対象とする。
- 離職状態の方だけでなく、本来は、休業等の方であっても、ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約等による就職を目指した求職活動を行うことが要件となる。

### ○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 略

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4～7 略

第四条～第五条 略

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### ○生活困窮者自立支援法施行規則

（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一～四 略

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

## 住居確保給付金の求職活動要件②

○休業等の方については、現在、特例措置として、公共職業安定所での職業相談や企業等への応募は任意となっている。

【必要とされる求職活動要件】

- ①（申請時等）公共職業安定所での求職申込み
- ②自立相談支援機関への相談（月1回以上）※注1
- ③公共職業安定所での職業相談（月1回）※注2
- ④企業等への応募（月1回）※注3
- ⑤プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 （再々延長中）	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 （本則・特例）	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須

※注1 現状の自立相談支援機関の状況を踏まえ、原則の月4回を緩和している

※注2 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則月2回を緩和している

※注3 今般の物価高等に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、原則週1回を緩和している

# 求職者支援制度について

## ○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ コロナ禍で講じている制度の活用を進める特例措置（令和5年3月31日までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	<u>訓練期間：2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u> <u>訓練時間：月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

# 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、これまでガイドライン（通知）で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、最低基準を創設。（令和2年4月施行）
- ※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

## 事業範囲の 明確化

- ・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

## 居住環境の 整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する。

## 防火・防災 対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

## 利用手続き・ 利用料金の適 正化

- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

## 長期入居の防 止・居宅生活 移行

- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内（更新可）とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。（※令和4年4月施行）